

# PRU海外株式マーケット・パフォーマンス

追加型投信／海外／株式

**PGIMジャパン株式会社**

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成30年3月8日に関東財務局長に提出しており、平成30年3月9日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年9月7日に関東財務局に提出しております。
2. 「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. 「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

## 投資信託説明書（請求目論見書）

### 目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	38
第3 ファンドの経理状況	46
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	100
第三部 委託会社等の情報	102
第1 委託会社等の概況	102
（添付）約款	127

発 行 者 名： P G I M ジャパン株式会社  
 代表者の役職氏名： 代表取締役社長 新田 恭久  
 本店の所在の場所： 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー  
 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

※“Prudential”、“PGIM”、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、プルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

※P G I M ジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国プルデンシャル社とはなんら関係がありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

PRU海外株式マーケット・パフォーマー（以下「当ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるPGIMジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

\* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

\* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

\* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、委託会社にお問合わせください。なお、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP外株」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00~17:00 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

※ 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

※ 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(7) 【申込期間】

平成30年3月9日から平成31年3月7日まで

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託銀行である株式会社りそな銀行（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは、PRU海外株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAIインデックス※（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

###### ②信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ③基本的性格

当ファンドは追加型投信／海外／株式に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を**網掛け表示**しています。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	<b>株式</b> 債券
<b>追加型投信</b>	<b>海外</b>	不動産投信
	内外	その他資産 資産複合

##### <商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義>

###### [単位型・追加型の区分]

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### [投資対象地域による区分]

海外…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### [投資対象資産（収益の源泉）による区分]

株式…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回			
	年4回	日本	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	北米		
	年12回(毎月)	欧州		
	日々	アジア		なし
不動産投信	その他	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	
		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表(上記網掛け表示部分)の定義>

[投資対象資産による属性区分]

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、実質的に株式 一般(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。)へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式 一般))」に分類されます。

[決算頻度による属性区分]

年1回…目論見書または投資信託約款において年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

[投資対象地域による属性区分]

グローバル(日本を除く)

…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資形態による属性区分]

ファミリーファンド

…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

[為替ヘッジによる属性区分]

なし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

④ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行います。
- MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドの信託期間は無期限です。
- 年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

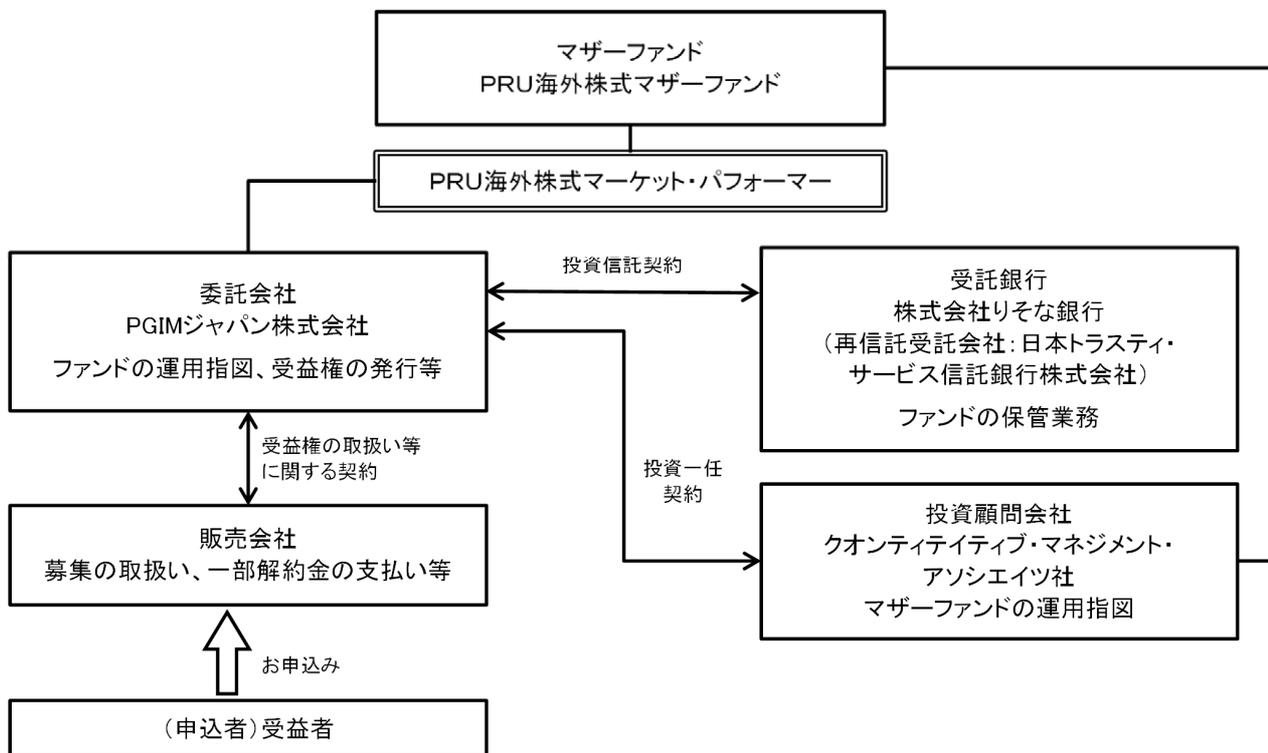
※「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年3月1日	プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
平成14年12月31日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
平成18年9月1日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. 投資顧問会社：投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用指図を行います。

③委託会社等の概況（平成30年7月末現在）

- a. 資本金の額：219百万円
- b. 沿革
  - 平成18年4月 プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
  - 平成18年8月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
  - 平成18年9月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受
  - 平成29年10月 P G I Mジャパン株式会社に商号変更

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

\* PGI Mジャパン株式会社は、世界的な総合金融グループである『プルデンシャル・ファイナンシャル』の一員として、日本国内において機関投資家、個人投資家向け資産運用ビジネス及びプルデンシャル・ファイナンシャルグループの資産運用ビジネスを展開しています。プルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年に「プルデンシャル・フレンドリー・ソサエティー」として創業しました。創立以後、140年の時を経るなかで、プルデンシャル・ファイナンシャルはその関連会社を通して、世界40カ国以上の法人及び個人のお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。

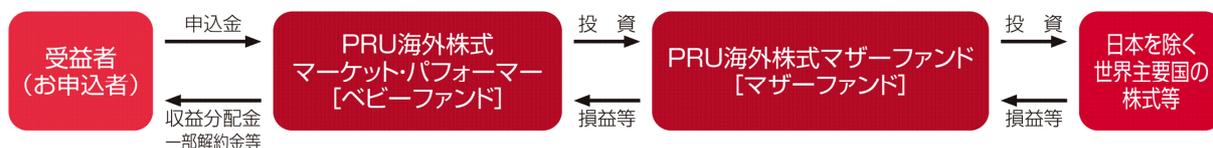
## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ①基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

#### ②運用方法

##### a. 投資対象

「PRU海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、海外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

##### b. 投資態度

(a) 主として、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券への投資を通じ、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

(b) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

(c) 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

(d) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(e) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限⑨、⑩、⑪」に定めるものに限りません。）
  - (c) 金銭債権（前記(a)、(b)、および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - (d) 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

### ②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてPGIMジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRU海外株式マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記a. からk. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- q. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - v. 外国の者に対する権利で前記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前記e.の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記a.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

当ファンドの主要な投資対象である「PRU海外株式マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社が運用を行います。

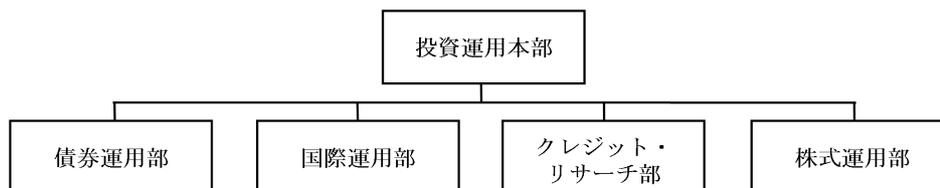
### ①投資顧問会社の運用体制

#### クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社における株式インデックス運用

- クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社は2004年7月に、PGIMインクのクオンティテイティブ・マネジメント・チームが独立することにより設立されました。なお、同社はPGIMインクの100%子会社です（以下の説明は、同社の前身であるPGIMインクのクオンティテイティブ・マネジメント・チームに関するものを含みます。）。
- 1975年よりクオンツ運用を開始し、その運用資産額は約1,276億米ドル（約13兆円）にのぼります。
- 1979年より、株式インデックス運用を開始、運用経験豊富な投資プロフェッショナルにより、投資先の市場の特性に合わせた運用が行われています。

（クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社に関する情報は平成30年3月末現在のものです。為替換算レート：1米ドル=106.350円）

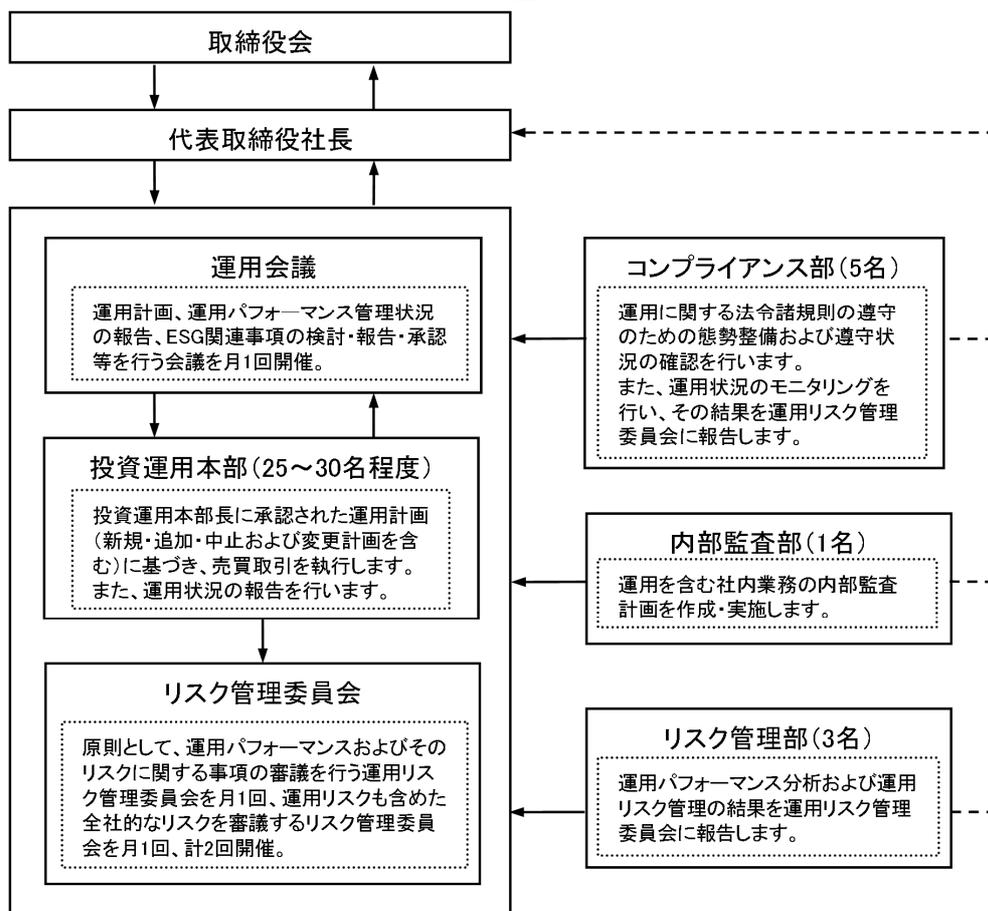
②委託会社の運用体制



③委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

④委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



⑤委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備および運用状況についての確認を行います。

「投資顧問会社」に対しては、運用計画書の提出を受け、運用会議において審議・承認が行われます。また、定期的に投資顧問会社のモニタリングを行います。

※前記の運用体制等は平成30年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「(1) 投資方針」に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

- ①株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ①）  
株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ②）  
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ③、第22条）  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ④、第26条）  
同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑤、第25条）  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑥、第22条）  
投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦デリバティブ取引等（一般社団法人投資信託協会の定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に定義するデリバティブ取引等をいう。）について、その取引の目的に応じて、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（投資信託約款第22条）
- ⑨投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑩信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - (b) 株式分割により取得する株券
  - (c) 有償増資により取得する株券
  - (d) 売出しにより取得する株券
  - (e) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - (f) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(e)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑪先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第33条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑰資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第41条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者

への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

⑱デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

⑲同一の法人の発行する株式の投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針

PRU海外株式マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	原則として、MSCI KOKUSAIインデックスを構成している国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。</p> <p>④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託する範囲：マザーファンドの運用指図</li> <li>● 委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2</li> <li>● 委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご参照ください。</li> </ul>
投資制限	<p>① 株式への投資には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦ デリバティブ取引等(一般社団法人投資信託協会の定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に定義するデリバティブ取引等をいう。)について、その取引の目的に応じて、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

平成30年7月末現在において、「PRU海外株式マザーファンド」に投資しているファンドは、PRU海外株式マーケット・パフォーマンス(当ファンド)、PRUグッドライフ2020(年金)、PRUグッドライフ2030(年金)、PRUグッドライフ2040(年金)、PRUグッドライフ2050(年金)、プルデンシャル私募海外株式マーケット・パフォーマンス(適格機関投資家向け)です。なお、この他にも、今後「PRU海外株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドへの投資リスク

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### < 株価変動リスク >

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

##### < カントリー・リスク >

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

##### < 為替変動リスク >

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

##### < 当ファンドの投資成果 >

当ファンドの投資成果は、必ずしもMSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の動きに追随するとは限りません。その主な要因としては、次のものが考えられます。

- a. 当ファンドが信託報酬等を負担することによる影響
- b. 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資成果が、次の要因などによりMSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の動きに連動しない場合があること
  - (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
  - (b) 売買委託手数料等を負担することによる影響
  - (c) 追加設定および解約に対応した株式の約定価格と指数の算出に使用する価格の差による影響
  - (d) 株価指数先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなどによる影響
  - (e) 株式および株価指数先物取引等の最低取引単位の影響
  - (f) 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
  - (g) 指数構成銘柄の入替えおよび指数算出方法の変更による影響

##### < 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響 >

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

#### (2) 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### （3）その他の留意点

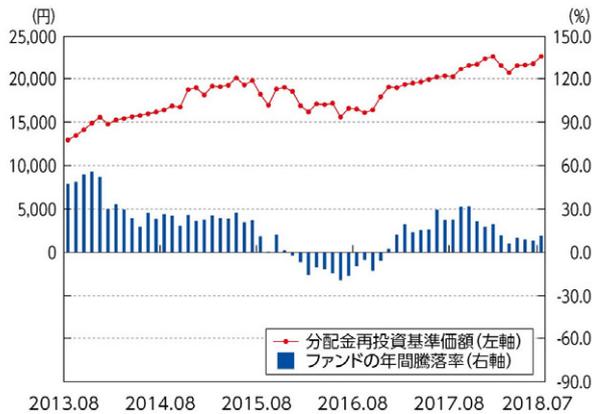
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドはマザーファンドを通じて株式など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制および会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

### （4）投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、業務統括部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用リスク管理委員会に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

## (参考情報)

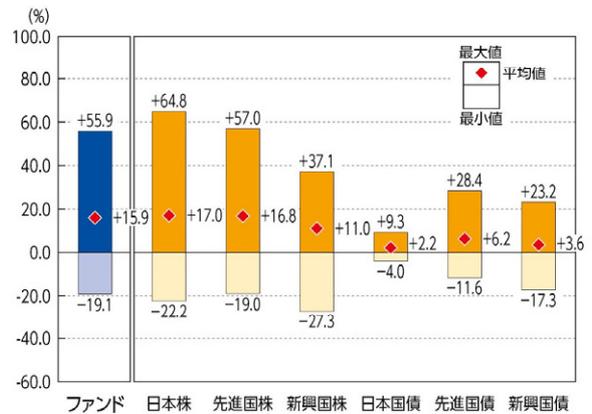
### ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

#### ●各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株… MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)
  - 新興国株… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み)
  - 日本国債… NOMURA-BPI国債
  - 先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本)
  - 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

#### ●東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX=Tokyo Stock Price Index) とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を負いません。

#### ●MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)

「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIではかかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc. が開発した指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み) に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### ●FTSE世界国債インデックス (除く日本)

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### ●JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数」は、「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数 (ドルベース)」をもとに委託会社が円換算ベースに計算したものです。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等の対価です。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00~17:00 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

※「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

\*「信託財産留保額」とは、信託期間の途中で解約する場合に、ファンド運用の安定性を図るとともに、引続きファンドを保有する受益者との公平性を確保するため、解約される方にご負担いただく一定の金額であり、投資信託財産中に留保されます。

### (3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.864%（税抜0.80%）の率を乗じて得た額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分

委託会社	年0.432%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.3456%（税抜0.32%）	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の管理、 委託会社からの指図の実行の対価

- ②前記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記①の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年0.10%の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
- (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
- (b) 借入金の利息
- b. 前記 a. にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c. にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
- (a) 投資信託振替制度に係る費用
- (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
- (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記 b. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

②監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0054%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b. 前記 a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

##### ②収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### ③一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

##### ④個人、法人別の課税の取扱いについて

###### a. 個人の受益者に対する課税

###### (a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

- ・前記は、平成30年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成30年7月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券 (PRU海外株式マザーファンド)	日本	1,958,267,544	100.12
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		△2,441,610	△0.12
合計 (純資産総額)		1,955,825,934	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成30年7月31日現在)

投資資産の種類	時価 (円)	投資比率 (%)	
株式	アメリカ	2,929,756,722	59.23
	イギリス	315,851,373	6.39
	フランス	183,309,081	3.71
	カナダ	179,679,195	3.63
	ドイツ	178,985,894	3.62
	スイス	164,186,201	3.32
	オーストラリア	117,478,216	2.38
	オランダ	89,871,020	1.82
	アイルランド	66,728,995	1.35
	スペイン	56,882,010	1.15
	スウェーデン	48,683,244	0.98
	香港	45,175,821	0.91
	イタリア	38,337,806	0.78
	デンマーク	31,707,761	0.64
	シンガポール	21,743,913	0.44
	バミューダ	20,710,088	0.42
	ベルギー	20,286,008	0.41
	フィンランド	19,102,310	0.39
	ジャージー	15,011,863	0.30
	ノルウェー	13,255,612	0.27
	ケイマン島	12,605,742	0.25
	キュラソー	11,673,199	0.24
	イスラエル	9,668,086	0.20
	ルクセンブルク	6,193,208	0.13
	オーストリア	4,488,034	0.09
	ニュージーランド	3,835,934	0.08
	ポルトガル	3,209,686	0.06
	パナマ	2,999,024	0.06
	リベリア	2,465,088	0.05
	マン島	1,754,403	0.04
英ヴァージン諸島	1,395,651	0.03	
パプアニューギニア	1,253,543	0.03	

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	115,131,359	2.33
	オーストラリア	7,651,985	0.15
	フランス	6,484,208	0.13
	イギリス	3,829,684	0.08
	香港	2,858,401	0.06
	シンガポール	1,811,669	0.04
	カナダ	536,935	0.01
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		189,728,475	3.84
合計 (純資産総額)		4,946,317,447	100.00

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年7月31日現在)

主要銘柄の明細

(単位：円)

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	PRU海外株式 マザーファンド	750,696,751	2.5306	1,899,715,410	2.6086	1,958,267,544	100.12

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

## (参考情報)

## PRU海外株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	APPLE INC	5,755	18,913.77	108,848,763	21,081.90	121,326,387	2.45
2	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	8,300	9,071.00	75,289,330	11,697.12	97,086,127	1.96
3	アメリカ	株式	小売	AMAZON.COM INC	467	127,970.79	59,762,362	197,511.21	92,237,736	1.86
4	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	FACEBOOK INC-A	2,710	19,109.26	51,786,098	18,989.37	51,461,194	1.04
5	アメリカ	株式	銀行	JPMORGAN CHASE & CO	3,880	11,892.50	46,142,906	12,958.19	50,277,806	1.02
6	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	ALPHABET INC-CL C	356	111,269.76	39,612,036	135,403.33	48,203,588	0.97
7	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	ALPHABET INC-CL A	339	112,951.02	38,290,396	136,546.74	46,289,345	0.94
8	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	3,033	15,413.73	46,749,868	14,672.19	44,500,757	0.90
9	アメリカ	株式	エネルギー	EXXON MOBIL CORPORATION	4,769	9,271.55	44,216,047	9,073.95	43,273,703	0.87
10	アメリカ	株式	銀行	BANK OF AMERICA CORP	10,991	3,232.61	35,529,630	3,475.72	38,201,673	0.77
11	アメリカ	株式	銀行	WELLS FARGO COMPANY	5,294	6,364.20	33,692,092	6,492.97	34,373,809	0.69
12	アメリカ	株式	各種金融	BERKSHIRE HATHAWAY INC	1,450	21,914.81	31,776,485	22,100.98	32,046,422	0.65
13	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REGISTERED	3,516	9,471.94	33,303,369	9,112.39	32,039,184	0.65
14	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	VISA INC	2,040	11,956.88	24,392,049	15,150.64	30,907,315	0.62
15	アメリカ	株式	エネルギー	CHEVRON CORP	2,170	13,428.88	29,140,689	14,190.40	30,793,186	0.62
16	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,090	24,632.00	26,848,889	28,178.77	30,714,868	0.62
17	アメリカ	株式	電気通信サービス	AT&T INC	8,189	3,952.90	32,370,321	3,552.31	29,089,948	0.59
18	アメリカ	株式	小売	HOME DEPOT INC	1,320	20,556.83	27,135,018	21,900.05	28,908,070	0.58
19	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	PFIZER INC	6,722	4,000.80	26,893,380	4,283.87	28,796,214	0.58
20	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	INTEL CORP	5,350	4,966.88	26,572,852	5,294.06	28,323,258	0.57
21	アメリカ	投資証券	—	iShares Core S&P 500 ETF	900	30,083.77	27,075,395	31,279.28	28,151,359	0.57
22	アメリカ	株式	電気通信サービス	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,660	5,732.55	26,713,712	5,826.91	27,153,423	0.55
23	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	CISCO SYSTEMS INC	5,500	4,197.68	23,087,249	4,681.29	25,747,104	0.52
24	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO	2,874	10,136.32	29,131,793	8,903.00	25,587,228	0.52
25	アメリカ	株式	資本財	BOEING CO	630	31,254.86	19,690,565	38,971.16	24,551,837	0.50
26	イギリス	株式	銀行	HSBC HOLDINGS PLC	22,843	1,067.95	24,395,219	1,057.41	24,154,599	0.49
27	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	NOVARTIS AG-REG SHS	2,541	9,436.47	23,978,072	9,332.62	23,714,191	0.48
28	アメリカ	株式	銀行	CITIGROUP INC	2,953	8,542.21	25,225,174	8,024.91	23,697,568	0.48
29	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	COCA-COLA COMPANY	4,590	5,122.00	23,509,987	5,131.99	23,555,845	0.48
30	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	1,060	16,042.05	17,004,579	21,965.54	23,283,482	0.47

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRU海外株式マザーファンド

業種		投資比率 (%)
株式	エネルギー	6.89
	素材	4.57
	資本財	6.96
	商業・専門サービス	1.07
	運輸	1.96
	自動車・自動車部品	1.31
	耐久消費財・アパレル	1.75
	消費者サービス	1.71
	メディア	1.91
	小売	4.63
	食品・生活必需品小売り	1.61
	食品・飲料・タバコ	4.60
	家庭用品・パーソナル用品	1.79
	ヘルスケア機器・サービス	4.33
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
	銀行	8.76
	各種金融	4.23
	保険	3.73
	不動産	0.55
	ソフトウェア・サービス	11.07
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.10
	電気通信サービス	2.22
	公益事業	2.95
半導体・半導体製造装置	2.89	
投資証券	—	2.80
合計		96.16

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

PRU海外株式マザーファンド

(平成30年7月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	S&P EMINI FU	買建	9	139,297,084	140,032,454	2.83
株価指数先物取引	ドイツ	EURO STOXX50	買建	7	31,497,614	31,923,801	0.65
株価指数先物取引	イギリス	FTSE 100 IDX	買建	1	11,149,836	11,135,086	0.23

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)	1 万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
第 1 計算期間末 (平成13年12月10日)	(分配付) (分配落)	2,769,749,049 2,769,749,049	9,716 9,716
第 2 計算期間末 (平成14年12月10日)	(分配付) (分配落)	2,346,666,430 2,346,666,430	7,558 7,558
第 3 計算期間末 (平成15年12月10日)	(分配付) (分配落)	790,403,751 790,403,751	8,178 8,178
第 4 計算期間末 (平成16年12月10日)	(分配付) (分配落)	1,111,953,878 1,111,953,878	9,220 9,220
第 5 計算期間末 (平成17年12月12日)	(分配付) (分配落)	3,039,214,056 3,039,214,056	11,611 11,611
第 6 計算期間末 (平成18年12月11日)	(分配付) (分配落)	5,797,505,792 5,797,505,792	13,284 13,284
第 7 計算期間末 (平成19年12月10日)	(分配付) (分配落)	7,488,507,334 7,488,507,334	14,469 14,469
第 8 計算期間末 (平成20年12月10日)	(分配付) (分配落)	3,881,467,282 3,881,467,282	6,591 6,591
第 9 計算期間末 (平成21年12月10日)	(分配付) (分配落)	5,415,348,478 5,415,348,478	8,358 8,358
第10計算期間末 (平成22年12月10日)	(分配付) (分配落)	5,484,476,182 5,484,476,182	8,801 8,801
第11計算期間末 (平成23年12月12日)	(分配付) (分配落)	4,054,294,806 4,054,294,806	7,938 7,938
第12計算期間末 (平成24年12月10日)	(分配付) (分配落)	4,092,465,136 4,092,465,136	9,636 9,636
第13計算期間末 (平成25年12月10日)	(分配付) (分配落)	3,655,287,581 3,655,287,581	14,925 14,925
第14計算期間末 (平成26年12月10日)	(分配付) (分配落)	2,920,466,629 2,920,466,629	18,625 18,625
第15計算期間末 (平成27年12月10日)	(分配付) (分配落)	2,181,084,189 2,181,084,189	18,432 18,432
第16計算期間末 (平成28年12月12日)	(分配付) (分配落)	2,047,092,103 2,047,092,103	18,896 18,896
平成29年 7 月末日		1,922,549,259	20,331
平成29年 8 月末日		1,886,002,316	20,234
平成29年 9 月末日		1,960,223,458	21,163
平成29年10月末日		1,975,826,652	21,635
平成29年11月末日		1,944,205,862	21,764
第17計算期間末 (平成29年12月11日)	(分配付) (分配落)	1,981,185,020 1,981,185,020	22,190 22,190
平成29年12月末日		2,004,666,205	22,422
平成30年 1 月末日		2,013,979,480	22,661
平成30年 2 月末日		1,917,124,381	21,611
平成30年 3 月末日		1,820,782,877	20,696

	純資産総額 (円)	1 万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
平成30年 4 月末日	1, 891, 858, 687	21, 601
平成30年 5 月末日	1, 877, 058, 753	21, 677
平成30年 6 月末日	1, 890, 417, 797	21, 836
平成30年 7 月末日	1, 955, 825, 934	22, 674

②【分配の推移】

決算期		1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 計算期間末	平成13年12月10日	0
第 2 計算期間末	平成14年12月10日	0
第 3 計算期間末	平成15年12月10日	0
第 4 計算期間末	平成16年12月10日	0
第 5 計算期間末	平成17年12月12日	0
第 6 計算期間末	平成18年12月11日	0
第 7 計算期間末	平成19年12月10日	0
第 8 計算期間末	平成20年12月10日	0
第 9 計算期間末	平成21年12月10日	0
第10計算期間末	平成22年12月10日	0
第11計算期間末	平成23年12月12日	0
第12計算期間末	平成24年12月10日	0
第13計算期間末	平成25年12月10日	0
第14計算期間末	平成26年12月10日	0
第15計算期間末	平成27年12月10日	0
第16計算期間末	平成28年12月12日	0
第17計算期間末	平成29年12月11日	0

③【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第1計算期間 (平成13年3月1日から平成13年12月10日)	△2.8
第2計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	△22.2
第3計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	8.2
第4計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	12.7
第5計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	25.9
第6計算期間 (平成17年12月13日から平成18年12月11日)	14.4
第7計算期間 (平成18年12月12日から平成19年12月10日)	8.9
第8計算期間 (平成19年12月11日から平成20年12月10日)	△54.4
第9計算期間 (平成20年12月11日から平成21年12月10日)	26.8
第10計算期間 (平成21年12月11日から平成22年12月10日)	5.3
第11計算期間 (平成22年12月11日から平成23年12月12日)	△9.8
第12計算期間 (平成23年12月13日から平成24年12月10日)	21.4
第13計算期間 (平成24年12月11日から平成25年12月10日)	54.9
第14計算期間 (平成25年12月11日から平成26年12月10日)	24.8
第15計算期間 (平成26年12月11日から平成27年12月10日)	△1.0
第16計算期間 (平成27年12月11日から平成28年12月12日)	2.5

期間	収益率 (%)
第17計算期間 (平成28年12月13日から平成29年12月11日)	17.4
第18計算期間中間期 (平成29年12月12日から平成30年6月11日)	0.1

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本（1万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1計算期間 (平成13年3月1日から平成13年12月10日)	3,052,658,390	202,078,582
第2計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	282,960,195	28,859,729
第3計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	1,748,207,068	3,886,414,610
第4計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	394,953,543	155,448,700
第5計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	1,451,661,239	40,137,903
第6計算期間 (平成17年12月13日から平成18年12月11日)	1,837,032,274	90,385,502
第7計算期間 (平成18年12月12日から平成19年12月10日)	1,437,009,345	625,728,532
第8計算期間 (平成19年12月11日から平成20年12月10日)	1,197,229,600	483,277,016
第9計算期間 (平成20年12月11日から平成21年12月10日)	1,229,697,421	639,735,230
第10計算期間 (平成21年12月11日から平成22年12月10日)	1,043,933,097	1,291,471,511
第11計算期間 (平成22年12月11日から平成23年12月12日)	454,007,391	1,578,288,466
第12計算期間 (平成23年12月13日から平成24年12月10日)	192,228,639	1,052,905,924
第13計算期間 (平成24年12月11日から平成25年12月10日)	128,227,377	1,925,927,838
第14計算期間 (平成25年12月11日から平成26年12月10日)	113,579,464	994,684,306
第15計算期間 (平成26年12月11日から平成27年12月10日)	75,358,050	460,087,443
第16計算期間 (平成27年12月11日から平成28年12月12日)	41,105,055	141,081,010

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第17計算期間 （平成28年12月13日から平成29年12月11日）	31,169,189	221,694,552
第18計算期間中間期 （平成29年12月12日から平成30年6月11日）	25,131,446	51,573,324

（注）本邦外における設定・解約の実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	22,674円
純資産総額	19.5億円

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2013年12月10日	0円
2014年12月10日	0円
2015年12月10日	0円
2016年12月12日	0円
2017年12月11日	0円
設定来累計	0円

(注1) 基準価額は、1万口当たりです。

(注2) 基準価額は、信託報酬控除後の値です。

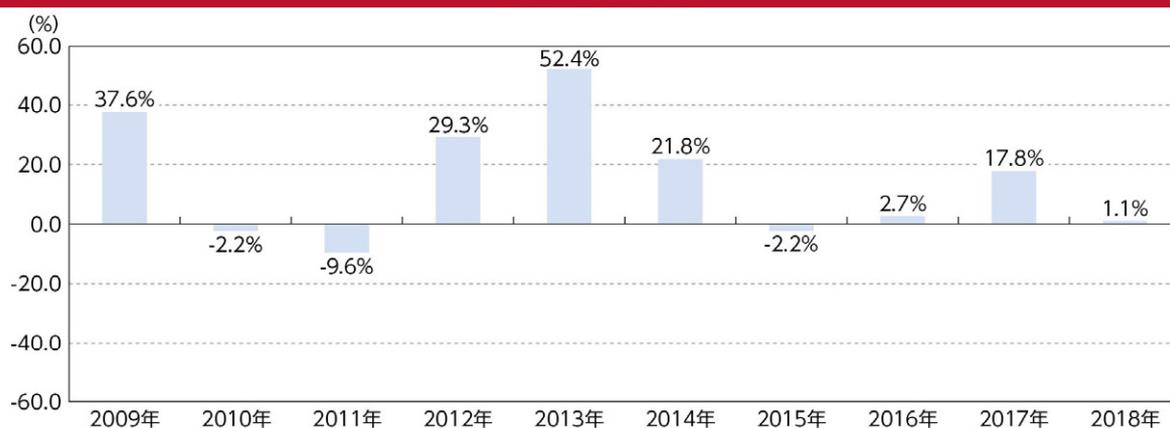
## 主要な資産の状況 (マザーファンド)

通貨別構成	投資比率
米ドル	66.5%
ユーロ	12.7%
英ポンド	6.9%
加ドル	3.7%
スイス・フラン	3.0%
その他	7.1%
合計	100.00%

	国	組入上位10銘柄	業種	投資比率
1	アメリカ	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.45%
2	アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.96%
3	アメリカ	AMAZON.COM INC	小売	1.86%
4	アメリカ	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	1.04%
5	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.02%
6	アメリカ	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	0.97%
7	アメリカ	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	0.94%
8	アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	0.90%
9	アメリカ	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	0.87%
10	アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	銀行	0.77%

※マザーファンドの運用状況です。

## 年間収益率の推移



(注1) ファンドの年間収益率は、基準価額を使用して計算しております。

(注2) 2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

- ①当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。
- ②取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動  
けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱  
い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせく  
ださい。
- ③原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所もしくはロ  
ンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日の場合には、お申込みの  
受付はいたしません。

(注1) 申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いと  
なります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得  
ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

(注2) 平成31年3月末までの日本における営業日でニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所ま  
たはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社  
にお問合わせください。

平成30年3月30日	平成30年4月2日	平成30年5月7日	平成30年5月28日
平成30年7月4日	平成30年8月27日	平成30年9月3日	平成30年11月12日
平成30年11月22日	平成30年12月25日	平成30年12月26日	平成31年1月21日
平成31年2月18日			

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00~17:00 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

#### (2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算  
期間終了日の基準価額とします。

\* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般  
社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した  
金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当  
たりに換算した価額で表示されることがあります。

\* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

\* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社で  
も入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価  
格」欄に、「MP外株」として掲載されます。

### (3) 申込手数料

申込手数料は、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

※ 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

※ 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

### (4) 申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

### (5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

### (6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

(7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### 一部解約

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②前記①の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記⑤に準じて計算された価額とします。
- ⑧一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ⑨一部解約の価額は、前記「1申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。
- ⑩一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。
- ⑪一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。  
受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

- ①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場（外国株式であって外国の金融商品取引市場に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算  
します。

②基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

③基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

④基準価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP外株」として掲載されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月1日）から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 ①信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月1日から平成13年12月10日までとします。

②前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了

a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。

(e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。

d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。

(b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。

e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

③運用報告書等の作成

委託会社は毎決算時および償還時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・ 交付運用報告書は、販売会社を通して受益者に交付します。

・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.pgimjp.com/>）に掲載します。

④投資信託財産に関する報告

a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

⑨ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

(a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### ⑩信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### ⑪関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- b. 前記a. の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ②前記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「2換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記①の規定に準じて受益者に支払います。
- ③受益者が収益分配金について、前記①の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

### (2) 償還金に対する請求権

- ①償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ②受益者が償還金について、前記①の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

- ①前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「②投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。
- ②前記①の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成28年12月13日から平成29年12月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

PGIM ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

久保直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU海外株式マーケット・パフォーマーの平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRU海外株式マーケット・パフォーマーの平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

PGIM ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 【財務諸表】

### 【PRU海外株式マーケット・パフォーマー】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (平成28年12月12日現在)	第17期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,047,092,103	1,981,185,020
未収入金	10,675,745	9,478,280
流動資産合計	2,057,767,848	1,990,663,300
資産合計	2,057,767,848	1,990,663,300
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,204,625	597,592
未払受託者報酬	796,087	834,573
未払委託者報酬	7,164,707	7,511,109
その他未払費用	510,326	535,006
流動負債合計	10,675,745	9,478,280
負債合計	10,675,745	9,478,280
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,083,335,846	892,810,483
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	963,756,257	1,088,374,537
(分配準備積立金)	849,848,920	953,506,739
元本等合計	2,047,092,103	1,981,185,020
純資産合計	2,047,092,103	1,981,185,020
負債純資産合計	2,057,767,848	1,990,663,300

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期		第17期	
	自 至	平成27年12月11日 平成28年12月12日	自 至	平成28年12月13日 平成29年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		50,553,561		329,699,589
営業収益合計		50,553,561		329,699,589
営業費用				
受託者報酬		1,632,032		1,672,146
委託者報酬		14,688,174		15,049,198
その他費用		1,046,218		1,071,931
営業費用合計		17,366,424		17,793,275
営業利益又は営業損失(△)		33,187,137		311,906,314
経常利益又は経常損失(△)		33,187,137		311,906,314
当期純利益又は当期純損失(△)		33,187,137		311,906,314
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△24,141,539		21,939,153
期首剰余金又は期首欠損金(△)		997,772,388		963,756,257
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,742,827		31,392,101
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,742,827		31,392,101
剰余金減少額又は欠損金増加額		118,087,634		196,740,982
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		118,087,634		196,740,982
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		963,756,257		1,088,374,537

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成28年12月10日が休日のため、当ファンドの前計算期間を平成27年12月11日から平成28年12月12日としております。 平成28年12月10日及び平成29年12月10日が休日のため、当ファンドの当計算期間を平成28年12月13日から平成29年12月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 (平成28年12月12日現在)	第17期 (平成29年12月11日現在)
※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額                    1,183,311,801円 期中追加設定元本額          41,105,055円 期中解約元本額              141,081,010円 2. 計算期間末日における受益権の総数 1,083,335,846口	※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額                    1,083,335,846円 期中追加設定元本額          31,169,189円 期中解約元本額              221,694,552円 2. 計算期間末日における受益権の総数 892,810,483口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第17期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 1,893,618円 ※2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(31,792,166円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(562,180,069円)及び分配準備積立金(818,056,754円)より分配対象額は1,412,028,989円(1万口当たり13,034円)であります。分配を行っておりません。	※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 1,939,749円 ※2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(36,312,531円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(238,347,115円)、投資信託約款に規定される収益調整金(485,655,335円)及び分配準備積立金(678,847,093円)より分配対象額は1,439,162,074円(1万口当たり16,119円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第16期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第17期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、業務統括部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 (平成28年12月12日現在)	第17期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 該当事項はありません。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第16期（平成28年12月12日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	84,981,200
合計	84,981,200

第17期（平成29年12月11日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	307,302,091
合計	307,302,091

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第16期 (平成28年12月12日現在)		第17期 (平成29年12月11日現在)	
1口当たり純資産額	1,8896円	1口当たり純資産額	2,2190円
(1万口当たり純資産額)	(18,896円)	(1万口当たり純資産額)	(22,190円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式 (平成29年12月11日現在)

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券 (平成29年12月11日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	PRU海外株式マザーファンド	780,362,778	1,981,185,020
	合計		780,362,778	1,981,185,020

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成28年12月12日現在)	(平成29年12月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		100,331,720	163,507,453
コール・ローン		27,400,513	25,601,019
株式		4,617,915,423	4,700,337,986
投資証券		130,609,353	142,961,839
派生商品評価勘定		9,110,701	8,525,466
未収入金		4,716,197	17,958
未収配当金		8,903,989	9,064,129
前払金		39,676,997	8,893,473
差入委託証拠金		8,886,088	9,157,911
流動資産合計		4,947,550,981	5,068,067,234
資産合計		4,947,550,981	5,068,067,234
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	185,142
未払金		7,753,971	—
未払解約金		23,792,542	12,345,975
未払利息		75	70
流動負債合計		31,546,588	12,531,187
負債合計		31,546,588	12,531,187
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,292,969,989	1,991,323,923
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		2,623,034,404	3,064,212,124
元本等合計		4,916,004,393	5,055,536,047
純資産合計		4,916,004,393	5,055,536,047
負債純資産合計		4,947,550,981	5,068,067,234

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式及び投資証券  移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場等に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>①先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。  ②為替予約取引  原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成28年12月12日現在)	(平成29年12月11日現在)
※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">1, 812, 759, 869円</div>	※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">2, 292, 969, 989円</div>
同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">948, 384, 533円</div>	同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">151, 209, 357円</div>
同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">468, 174, 413円</div>	同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">452, 855, 423円</div>
同期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー <div style="text-align: right;">954, 844, 957円</div>	同期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー <div style="text-align: right;">780, 362, 778円</div>
PRUグッドライフ2020 <div style="text-align: right;">352, 948円</div>	PRUグッドライフ2020 (年金) <div style="text-align: right;">21, 783, 719円</div>
PRUグッドライフ2030 <div style="text-align: right;">876, 516円</div>	PRUグッドライフ2030 (年金) <div style="text-align: right;">123, 505, 975円</div>
PRUグッドライフ2040 <div style="text-align: right;">3, 298, 093円</div>	PRUグッドライフ2040 (年金) <div style="text-align: right;">154, 864, 208円</div>
PRUグッドライフ2020 (年金) <div style="text-align: right;">33, 242, 315円</div>	PRUグッドライフ2050 (年金) <div style="text-align: right;">17, 689, 526円</div>
PRUグッドライフ2030 (年金) <div style="text-align: right;">144, 889, 066円</div>	プルデンシャル私募海外株式マーケット・パ フォーマー (適格機関投資家向け) <div style="text-align: right;">893, 117, 717円</div>
PRUグッドライフ2040 (年金) <div style="text-align: right;">168, 631, 840円</div>	<div style="text-align: right;">計 1, 991, 323, 923円</div>
PRUグッドライフ2050 (年金) <div style="text-align: right;">15, 020, 998円</div>	2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の受益権の 総数 <div style="text-align: right;">1, 991, 323, 923口</div>
プルデンシャル私募海外株式マーケット・パ フォーマー (適格機関投資家向け) <div style="text-align: right;">971, 813, 256円</div>	
<div style="text-align: right;">計 2, 292, 969, 989円</div>	
2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の受益権の 総数 <div style="text-align: right;">2, 292, 969, 989口</div>	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、業務統括部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年12月12日現在)	(平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年12月12日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	145,657,654
投資証券	4,499,977
合計	150,157,631

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成29年12月11日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	21,118,083
投資証券	745,008
合計	21,863,091

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

株式関連

(単位：円)

種類	(平成28年12月12日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	167,451,102	—	176,561,803	9,110,701
合計	167,451,102	—	176,561,803	9,110,701

(単位：円)

種類	(平成29年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	208,108,435	—	216,448,759	8,340,324
合計	208,108,435	—	216,448,759	8,340,324

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成28年12月12日現在)	(平成29年12月11日現在)
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額
2,1439円	2,5388円
(1万口当たり純資産額 21,439円)	(1万口当たり純資産額 25,388円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

(平成29年12月11日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	630	47.92	30,189.60
		ANDEAVOR	180	111.04	19,987.20
		ANTERO RESOURCES CORP	250	18.23	4,557.50
		APACHE CORP	464	40.70	18,884.80
		BAKER HUGHES A GE COMPANY	500	30.26	15,130.00
		CABOT OIL & GAS CORPORATION	500	27.75	13,875.00
		CHENIERE ENERGY INC	240	47.40	11,376.00
		CHEVRON CORP	2,210	119.92	265,023.20
		CIMAREX ENERGY CO	120	111.90	13,428.00
		CONCHO RRESOURCES INC	180	140.21	25,237.80
		CONOCOPHILLIPS	1,460	51.57	75,292.20
		CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	150	47.93	7,189.50
		DEVON ENERGY CORPORATION	590	38.05	22,449.50
		DIAMONDBACK ENERGY INC	100	110.77	11,077.00
		EOG RESOURCES INC	690	100.39	69,269.10
		EQT CORPORATION	190	56.38	10,712.20
		EXXON MOBIL CORPORATION	4,949	82.66	409,084.34
		HALLIBURTON CO	1,020	43.99	44,869.80
		HELMERICH & PAYNE INC	120	58.01	6,961.20
		HESS CORP	330	45.49	15,011.70
		HOLLYFRONTIER CORP	200	45.69	9,138.00
		KINDER MORGAN INC	2,421	17.79	43,069.59
		MARATHON OIL CORP	950	15.15	14,392.50
		MARATHON PETROLEUM CORP	630	64.75	40,792.50
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	417	32.62	13,602.54
		NEWFIELD EXPLORATION CO	250	29.39	7,347.50
		NOBLE ENERGY INC	500	26.94	13,470.00
		OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	880	68.87	60,605.60
		ONEOK INC	450	53.01	23,854.50
		PARSLEY ENERGY INC-CLASS A	300	26.10	7,830.00
		PHILLIPS 66	515	99.55	51,268.25
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	210	155.90	32,739.00
		PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	123	20.63	2,537.49
		RANGE RESOURCES CORPORATION	300	16.08	4,824.00
		SCHLUMBERGER LTD	1,606	63.54	102,045.24
		TARGA RESOURCES CORP	250	45.36	11,340.00
		TECHNIPFMC PLC	550	27.35	15,042.50
		VALERO ENERGY CORP	526	87.60	46,077.60
		WILLIAMS COMPANIES INC	990	28.55	28,264.50
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	260	160.92	41,839.20
		ALBEMARLE CORP	140	130.60	18,284.00
		AVERY DENNISON CORP	110	113.73	12,510.30
		AXALTA COATING SYSTEMS LTD	210	32.41	6,806.10
		BALL CORP	406	39.60	16,077.60
		CELANESE CORPORATION	160	106.54	17,046.40
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	250	39.26	9,815.00
		CROWN HOLDINGS INC	170	58.80	9,996.00
		DOWDUPONT INC	2,751	70.73	194,578.23
		EASTMAN CHEMICAL COMPANY	180	92.18	16,592.40
		ECOLAB INC	300	135.33	40,599.00
FMC CORP	150	88.81	13,321.50		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	FREEPORT-MCMORAN INC	1,632	14.97	24,431.04
		INTERNATIONAL PAPER CO	460	56.91	26,178.60
		INTL FLAVORS & FRAGRANCES	100	153.04	15,304.00
		LYONDELLBASELL INDU-CL A	400	107.14	42,856.00
		MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	70	214.10	14,987.00
		MONSANTO CO	526	117.30	61,699.80
		NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO.	660	35.40	23,364.00
		NUCOR CORP	370	60.17	22,262.90
		PACKAGING CORP OF AMERICA	110	118.34	13,017.40
		PPG INDUSTRIES INC	300	115.92	34,776.00
		PRAXAIR INC	330	151.41	49,965.30
		SEALED AIR CORP	240	47.79	11,469.60
		SHERWIN-WILLIAMS CO	100	408.85	40,885.00
		STEEL DYNAMICS INC	300	40.70	12,210.00
		THE CHEMOURS COMPANY	200	47.64	9,528.00
		THE MOSAIC COMPANY PRODUCES & DISTRIB-WI	360	23.62	8,503.20
		VULCAN MATERIALS CO	160	125.88	20,140.80
		WESTROCK CO	297	64.42	19,132.74
		WR GRACE & CO	60	70.26	4,215.60
		3M CO	700	238.13	166,691.00
		ACUITY BRANDS INC	60	171.65	10,299.00
		AERCAP HOLDINGS NV	170	52.36	8,901.20
		AGCO CORPORATION	60	72.46	4,347.60
		ALCONIC INC	500	24.47	12,235.00
		ALLEGION PLC	100	82.46	8,246.00
		AMETEK INC	280	71.74	20,087.20
		BOEING CO	650	285.90	185,835.00
		CATERPILLAR INC	700	143.86	100,702.00
		CUMMINS INC	190	170.88	32,467.20
		DEERE & CO	320	151.58	48,505.60
		DOVER CORP	170	98.60	16,762.00
		EATON CORP PLC	516	77.29	39,881.64
		EMERSON ELECTRIC CO	760	66.55	50,578.00
		FASTENAL CO	350	53.78	18,823.00
		FLOWSERVE CORPORATION	120	42.13	5,055.60
		FLUOR CORP (NEW)	160	50.38	8,060.80
		FORTIVE CORP	375	73.69	27,633.75
		FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	180	68.22	12,279.60
		GENERAL DYNAMICS CORP	290	201.07	58,310.30
		GENERAL ELECTRIC CO.	10,179	17.71	180,270.09
		GRAINGER (W.W.) INC	70	223.91	15,673.70
		HD SUPPLY HOLDINGS INC	200	39.32	7,864.00
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	850	153.66	130,611.00
		HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	60	237.01	14,220.60
		IDEX CORP	90	132.64	11,937.60
		ILLINOIS TOOL WORKS	360	166.49	59,936.40
		INGERSOLL-RAND PLC	315	87.61	27,597.15
		JACOBS ENGINEERING GROUP INC	150	68.51	10,276.50
		JARDINE MATHESON HLDGS LTD	280	62.10	17,388.00
		JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	300	40.20	12,060.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	1,050	37.41	39,280.50		
L3 TECHNOLOGIES INC	100	193.85	19,385.00		
LENNOX INTERNATIONAL INC	50	206.66	10,333.00		
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	300	315.85	94,755.00		
MASCO CORP	350	42.72	14,952.00		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	MIDDLEBY CORP	70	125.61	8,792.70
		NORTHROP GRUMMAN CORP	190	305.67	58,077.30
		OWENS CORNING	50	88.59	4,429.50
		PACCAR INC	405	71.97	29,147.85
		PARKER HANNIFIN CORP	150	192.98	28,947.00
		PENTAIR PLC-REGISTERED	185	69.95	12,940.75
		RAYTHEON COMPANY	330	188.07	62,063.10
		ROCKWELL COLLINS	181	134.61	24,364.41
		ROCKWELL INTL CORP	140	192.86	27,000.40
		ROPER TECHNOLOGIES INC	120	260.58	31,269.60
		SENSATA TECHNOLOGIES HOLDIN	200	48.05	9,610.00
		SMITH (A. O.) CORP	170	62.22	10,577.40
		SNAP-ON INC	70	172.19	12,053.30
		SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	50	84.95	4,247.50
		STANLEY BLACK & DECKER INC	189	167.66	31,687.74
		TEXTRON INC	340	54.84	18,645.60
		TRANSDIGM GROUP INC	60	274.62	16,477.20
		UNITED RENTALS INC	99	164.00	16,236.00
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	900	122.81	110,529.00
		WABCO HOLDINGS INC	70	144.02	10,081.40
		WABTEC CORP	100	76.23	7,623.00
		XYLEM INC	200	68.19	13,638.00
		CINTAS CORP	110	159.18	17,509.80
		EQUIFAX INC	150	117.40	17,610.00
		IHS MARKIT LIMITED	420	45.59	19,147.80
		MANPOWER GROUP	70	127.96	8,957.20
		NIELSEN HOLDINGS PLC	406	37.95	15,407.70
		REPUBLIC SERVICES INC	290	65.14	18,890.60
		ROBERT HALF INTL INC	120	54.68	6,561.60
		ROLLINS INC	100	46.00	4,600.00
		STERICYCLE INC	110	66.58	7,323.80
		TRANSUNION	200	55.61	11,122.00
		VERISK ANALYTICS INC	170	96.16	16,347.20
		WASTE CONNECTIONS INC	298	68.66	20,460.68
		WASTE MANAGEMENT INC	510	84.57	43,130.70
		AMERICAN AIRLINES GROUP INC	130	51.02	6,632.60
		C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	170	88.38	15,024.60
		CSX CORP	1,040	56.46	58,718.40
		DELTA AIR LINES INC	225	53.46	12,028.50
		EXPEDITORS INTL WASH INC	180	64.46	11,602.80
		FEDEX CORPORATION	300	240.73	72,219.00
		JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	90	112.51	10,125.90
		KANSAS CITY SOUTHERN	130	111.74	14,526.20
		KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	200	43.11	8,622.00
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE COR	80	65.37	5,229.60
		NORFOLK SOUTHERN CORP	350	140.82	49,287.00
		OLD DOMINION FREIGHT LINE	40	130.50	5,220.00
SOUTHWEST AIRLINES	170	63.33	10,766.10		
UNION PACIFIC CORP	930	129.11	120,072.30		
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS	80	63.55	5,084.00		
UNITED PARCEL SERVICE	810	119.56	96,843.60		
APTIV PLC	300	85.22	25,566.00		
AUTOLIV INC	100	128.65	12,865.00		
BORGWARNER INC	260	53.76	13,977.60		
DELPHI TECHNOLOGIES PLC	100	51.00	5,100.00		
FORD MOTOR COMPANY	4,300	12.61	54,223.00		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	GENERAL MOTORS CO	1,540	42.02	64,710.80
		GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	300	31.75	9,525.00
		HARLEY-DAVIDSON INC	220	51.19	11,261.80
		LEAR CORP	70	177.07	12,394.90
		TELSA INC	150	315.13	47,269.50
		DR HORTON INC	400	50.78	20,312.00
		GARMIN LTD	120	62.27	7,472.40
		HANESBRANDS INC	420	20.75	8,715.00
		HASBRO INC	110	91.36	10,049.60
		LEGGETT & PLATT INC	150	46.30	6,945.00
		LENNAR CORP-CL A	200	62.18	12,436.00
		LENNAR CORPORATION-B SHS	4	50.06	200.24
		LULULEMON ATHLETICA INC	120	73.77	8,852.40
		MATTEL INC	430	15.04	6,467.20
		MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	190	61.81	11,743.90
		MOHAWK INDUSTRIES INC	80	280.57	22,445.60
		NEWELL BRANDS INC	605	30.96	18,730.80
		NIKE INC -CL B	1,520	61.30	93,176.00
		NVR INC	4	3,392.68	13,570.72
		POLARIS INDUSTRIES INC	60	133.70	8,022.00
		POLO RALPH LAUREN CORPORATION	50	102.34	5,117.00
		PULTE GROUP INC	300	34.10	10,230.00
		PVH CORP	90	135.40	12,186.00
		TAPESTRY INC	330	42.26	13,945.80
		TOLL BROTHERS INC	220	47.87	10,531.40
		VF CORP	410	73.35	30,073.50
		WHIRLPOOL CORP	90	169.70	15,273.00
		ARAMARK	300	42.69	12,807.00
		BLOCK H & R INC	300	27.22	8,166.00
		CARNIVAL CORP	380	66.91	25,425.80
		CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	30	315.90	9,477.00
		DARDEN RESTAURANTS INC	140	86.41	12,097.40
		DOMINO'S PIZZA INC	60	183.91	11,034.60
		HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	250	78.38	19,595.00
		LAS VEGAS SANDS CORP	480	70.36	33,772.80
		MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	380	129.32	49,141.60
		MCDONALD'S CORPORATION	940	173.15	162,761.00
		MELCO RESORTS & ENTERTAINMENT LTD- ADR	300	25.85	7,755.00
		MGM RESORTS INTERNATIONAL	500	33.18	16,590.00
		NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	240	55.03	13,207.20
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	200	125.23	25,046.00
		STARBUCKS CORP	1,710	58.61	100,223.10
		VAIL RESORTS INC	50	225.49	11,274.50
		WYNDHAM WORLDWIDE CORP	120	113.05	13,566.00
		WYNN RESORTS LTD	90	159.54	14,358.60
		YUM! BRANDS INC	390	83.32	32,494.80
		CBS CORP-CL B	425	57.47	24,424.75
		CHARTER COMMUNICATION-A	230	324.50	74,635.00
		COMCAST CORP-CL A	5,484	37.95	208,117.80
		DISCOVERY COMMUNICATIONS INC-A	185	19.66	3,637.10
DISCOVERY COMMUNICATIONS INC-C	295	18.40	5,428.00		
DISH NETWORK CORPORATION-A	280	48.59	13,605.20		
INTERPUBLIC GROUP COS INC	500	20.22	10,110.00		
LIBERTY BROADBAND-CORP-C	100	84.67	8,467.00		
LIBERTY GLOBAL PLC-A	262	30.77	8,061.74		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	642	29.87	19,176.54
		LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	100	34.63	3,463.00
		LIBERTY SIRIUSXM GROUP	80	42.34	3,387.20
		LIBERTY SIRIUSXM GROUP C	220	42.15	9,273.00
		LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	100	43.35	4,335.00
		NEWS CORP NEW-CL A-W/I	431	16.55	7,133.05
		OMNICOM GROUP	260	73.48	19,104.80
		SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	70	81.85	5,729.50
		SIRIUS XM HOLDINGS INC	1,700	5.64	9,588.00
		TIME WARNER INC	906	90.71	82,183.26
		TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CLASS A	1,226	33.30	40,825.80
		TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CLASS B	552	32.97	18,199.44
		VIACOM INC-CL B	405	29.29	11,862.45
		WALT DISNEY CO	1,805	104.23	188,135.15
		ADVANCE AUTO PARTS	100	100.31	10,031.00
		AMAZON.COM INC	477	1,162.00	554,274.00
		AUTONATION INC	100	55.59	5,559.00
		AUTOZONE INC	35	721.89	25,266.15
		BEST BUY COMPANY INC	320	63.79	20,412.80
		CARMAX INC	208	67.48	14,035.84
		DOLLAR GENERAL CORP	300	93.38	28,014.00
		DOLLAR TREE INC	294	108.67	31,948.98
		EXPEDIA INC	147	117.54	17,278.38
		GAP INC	300	33.49	10,047.00
		GENUINE PARTS CO	190	94.85	18,021.50
		HOME DEPOT INC	1,380	183.41	253,105.80
		KOHL'S CORP	220	49.78	10,951.60
		L BRANDS INC	320	57.28	18,329.60
		LIBERTY INTERACTIVE CORP QVC GROUP-A	487	24.79	12,072.73
		LKQ CORP	400	40.22	16,088.00
		LOWE'S COMPANIES	970	85.60	83,032.00
		MACY'S INC	354	25.80	9,133.20
		NETFLIX INC	510	188.54	96,155.40
		NORDSTROM INC	140	45.78	6,409.20
		O'REILLY AUTOMOTIVE INC	100	251.07	25,107.00
		PRICELINE GROUP INC/THE	58	1,719.84	99,750.72
		ROSS STORES INC	460	76.89	35,369.40
		TARGET CORP	640	61.37	39,276.80
		TIFFANY & CO	120	95.75	11,490.00
		TJX COMPANIES INC	750	73.88	55,410.00
		TRACTOR SUPPLY COMPANY	150	67.66	10,149.00
		TRIPADVISOR INC	130	34.50	4,485.00
		ULTA BEAUTY INC	70	224.54	15,717.80
		COSTCO WHOLESALE CORP	512	188.07	96,291.84
		CVS HEALTH CORPORATION	1,193	73.09	87,196.37
		KROGER CO	1,100	26.68	29,348.00
		SYSCO CORP	550	62.64	34,452.00
		WAL-MART STORES INC	1,780	96.55	171,859.00
		WALGREEN CO	1,070	71.55	76,558.50
		ALTRIA GROUP INC	2,270	71.54	162,395.80
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	695	41.51	28,849.45
		BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	250	66.48	16,620.00
		BUNGE LIMITED	140	69.79	9,770.60
		CAMPBELL SOUP CO	240	48.95	11,748.00
		COCA-COLA COMPANY	4,690	45.31	212,503.90
		COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS INC	300	38.77	11,631.00

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	CONAGRA BRANDS INC	500	37.25	18,625.00
		CONSTELLATION BRANDS INC	200	217.98	43,596.00
		DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	204	94.15	19,206.60
		GENERAL MILLS INC	680	55.84	37,971.20
		HORMEL FOODS CORPORATION	310	37.24	11,544.40
		INGREDION INC	90	139.89	12,590.10
		JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	120	118.61	14,233.20
		KELLOGG CO	330	66.53	21,954.90
		KRAFT HEINZ COMPANY	692	78.48	54,308.16
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	110	101.16	11,127.60
		MOLSON COORS BREWING CO-B	230	80.14	18,432.20
		MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,748	42.65	74,552.20
		MONSTER BEVARAGE CORP	470	63.22	29,713.40
		PEPSICO INC	1,673	116.57	195,021.61
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,830	106.59	195,059.70
		THE HERSHEY COMPANY	160	113.20	18,112.00
		TYSON FOODS INC	350	83.62	29,267.00
		CHURCH & DWIGHT CO INC	320	48.40	15,488.00
		CLOROX COMPANY	160	145.23	23,236.80
		COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	970	73.32	71,120.40
		COTY INC-CL A	600	17.78	10,668.00
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	270	125.63	33,920.10
		KIMBERLY-CLARK CORP	410	120.11	49,245.10
		PROCTER & GAMBLE CO	2,974	90.37	268,760.38
		SPECTRUM BRANDS HOLDINGS INC	40	114.47	4,578.80
		ABBOTT LABORATORIES	2,024	54.64	110,591.36
		AETNA INC	384	182.73	70,168.32
		ALIGN TECHNOLOGY INC	90	238.43	21,458.70
		AMERISOURCEBERGEN CORP	240	86.70	20,808.00
		ANTHEM INC	300	224.85	67,455.00
		BARD C R INC	90	332.80	29,952.00
		BAXTER INTERNATIONAL INC	570	64.05	36,508.50
		BECTON DICKINSON & CO	268	219.68	58,874.24
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,621	25.77	41,773.17
		CARDINAL HEALTH INC	380	58.89	22,378.20
		CENTENE CORP	200	101.34	20,268.00
		CERNER CORP	340	70.42	23,942.80
		CIGNA CORP	290	209.97	60,891.30
		COOPER COS INC/THE	60	226.56	13,593.60
		DANAHER CORP	740	93.18	68,953.20
		DAVITA INC	180	67.71	12,187.80
		DENTSPLY SIRONA INC	260	64.90	16,874.00
		EDWARDS LIFESCIENCES CORP	250	118.03	29,507.50
		ENVISION HEALTHCARE CORP	90	32.07	2,886.30
		EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	724	68.15	49,340.60
		HCA HEALTHCARE INC	360	84.84	30,542.40
		HENRY SCHEIN INC	180	67.90	12,222.00
HOLOGIC INC	338	42.69	14,429.22		
HUMANA INC	170	256.49	43,603.30		
IDEXX LABORATORIES INC	100	160.57	16,057.00		
INTUITIVE SURGICAL INC	126	379.61	47,830.86		
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	120	156.26	18,751.20		
MCKESSON HBOC INC	240	152.57	36,616.80		
MEDTRONIC PLC	1,611	81.07	130,603.77		
QUEST DIAGNOSTICS INC	160	97.09	15,534.40		
RESMED INC	150	86.37	12,955.50		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	STRYKER CORP	400	151.93	60,772.00
		TELEFLEX INC	50	252.76	12,638.00
		UNITEDHEALTH GROUP INC	1,120	223.91	250,779.20
		UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	120	111.56	13,387.20
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS	110	111.98	12,317.80
		VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	150	56.06	8,409.00
		ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	250	113.38	28,345.00
		ABBVIE INC	1,870	95.95	179,426.50
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	370	67.38	24,930.60
		ALEXION PHARMACEUTICALS INC	270	114.46	30,904.20
		ALKERMES PLC	200	52.88	10,576.00
		ALLERGAN PLC	392	167.80	65,777.60
		ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	100	130.89	13,089.00
		AMGEN INC	848	175.41	148,747.68
		BIOGEN INC	249	325.77	81,116.73
		BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	220	81.99	18,037.80
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,921	62.42	119,908.82
		CELGENE CORP	910	106.09	96,541.90
		GILEAD SCIENCES INC	1,540	74.22	114,298.80
		ILLUMINA INC	160	217.65	34,824.00
		INCYTE CORP	220	96.58	21,247.60
		IQIVA HOLDINGS INC	168	101.35	17,026.80
		JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	80	138.97	11,117.60
		JOHNSON & JOHNSON	3,133	140.59	440,468.47
		LILLY (ELI) & CO	1,150	86.45	99,417.50
		MERCK & CO. INC.	3,187	55.57	177,101.59
		METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	30	623.19	18,695.70
		MYLAN INC	500	38.67	19,335.00
		PERRIGO CO PLC	170	85.60	14,552.00
		PFIZER INC	6,922	35.74	247,392.28
		REGENERON PHARMACEUTICALS	90	380.78	34,270.20
		SEATTLE GENETICS INC	100	59.26	5,926.00
		TESARO INC	50	84.39	4,219.50
		TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	1,110	16.06	17,826.60
		THERMO ELECTRON CORP	450	187.96	84,582.00
		UNITED THERAPEUTICS CORP	60	136.21	8,172.60
		VERTEX PHARMACEUTICALS INC	290	143.61	41,646.90
		WATERS CORP	100	199.29	19,929.00
		ZOETIS INC	600	71.88	43,128.00
		BANK OF AMERICA CORP	11,691	29.05	339,623.55
		BB&T CORPORATION	950	49.81	47,319.50
		CIT GROUP INC	200	49.84	9,968.00
		CITIGROUP INC	3,203	75.71	242,499.13
		CITIZENS FINANCIAL GROUP	600	41.74	25,044.00
		COMERICA INC	190	85.40	16,226.00
		EAST WEST BANCORP INC	170	60.35	10,259.50
		FIFTH THIRD BANCORP	900	30.37	27,333.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	190	92.79	17,630.10		
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,200	14.85	17,820.00		
JPMORGAN CHASE & CO	4,110	105.93	435,372.30		
KEYCORP	1,350	19.89	26,851.50		
M&T BANK CORP	166	171.72	28,505.52		
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	600	13.35	8,010.00		
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	400	18.84	7,536.00		
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	570	143.80	81,966.00		
REGIONS FINANCIAL CORP	1,391	17.08	23,758.28		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	SIGNATURE BANK	70	137.57	9,629.90
		SUNTRUST BANKS INC	590	65.20	38,468.00
		SVB FINANCIAL GROUP	60	232.27	13,936.20
		US BANCORP	1,970	55.36	109,059.20
		WELLS FARGO COMPANY	5,544	59.31	328,814.64
		ZIONS BANCORPORATION	200	50.93	10,186.00
		AFFILIATED MANAGERS GROUP	60	200.43	12,025.80
		ALLY FINANCIAL INC	550	28.65	15,757.50
		AMERICAN EXPRESS COMPANY	864	98.55	85,147.20
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	170	169.86	28,876.20
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,218	54.67	66,588.06
		BERKSHIRE HATHAWAY INC	1,460	196.44	286,802.40
		BLACKROCK INC	138	515.49	71,137.62
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	558	95.79	53,450.82
		CBOE GLOBAL MARKETS INC	120	125.27	15,032.40
		CME GROUP INC	390	152.82	59,599.80
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES-W/I	440	73.80	32,472.00
		E*TRADE FINANCIAL CORP	300	50.38	15,114.00
		EATON VANCE CORP	130	56.84	7,389.20
		FRANKLIN RESOURCES INC	340	44.67	15,187.80
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	420	250.35	105,147.00
		INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	710	70.93	50,360.30
		INVESCO LTD	438	37.67	16,499.46
		LEUCADIA NATIONAL CORPORATION	350	26.10	9,135.00
		MOODY'S CORPORATION	200	152.39	30,478.00
		MORGAN ST DEAN WITTER & CO	1,640	52.89	86,739.60
		MSCI INC	100	127.71	12,771.00
		NASDAQ INC	150	78.78	11,817.00
		NORTHERN TRUST CORP	230	97.73	22,477.90
		RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	130	89.49	11,633.70
		S&P GLOBAL INC	300	171.21	51,363.00
		SCHWAB (CHARELES) CORP	1,390	51.39	71,432.10
		SEI INVESTMENT COMPANY	130	71.22	9,258.60
		STATE STREET CORP	445	97.67	43,463.15
		SYNCHRONY FINANCIAL	907	37.50	34,012.50
		T ROWE PRICE GROUP INC	280	102.75	28,770.00
		TD AMERITRADE HOLDING CORPORATION	280	52.75	14,770.00
		VOYA FINANCIAL INC	200	46.15	9,230.00
		AFLAC INC	450	88.16	39,672.00
		ALLEGHANY CORP	14	585.72	8,200.08
		ALLSTATE CORP	420	102.50	43,050.00
		AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	100	104.79	10,479.00
		AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,100	59.51	65,461.00
		AON PLC	300	138.49	41,547.00
		ARCH CAPITAL GROUP LTD	130	92.01	11,961.30
		ARTHUR J GALLAGHER & CO	200	65.69	13,138.00
		ASSURANT INC	65	99.13	6,443.45
		ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	100	51.50	5,150.00
		AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	100	50.25	5,025.00
		BRIGHTHOUSE FINANCIAL INC	100	60.20	6,020.00
CHUBB LIMITED	542	150.05	81,327.10		
CINCINNATI FINANCIAL CORP	160	74.40	11,904.00		
EVEREST RE GROUP LTD	50	212.28	10,614.00		
FNF GROUP	300	40.08	12,024.00		
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	450	55.17	24,826.50		
LINCOLN NATIONAL CORP	269	78.54	21,127.26		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	LOEWS CORP	350	49.84	17,444.00
		MARKEL CORP	17	1,110.94	18,885.98
		MARSH & MCLENNAN COS	620	84.13	52,160.60
		METLIFE INC	1,040	53.76	55,910.40
		PRINCIPAL FINANCIAL GROUP INC	350	71.76	25,116.00
		PROGRESSIVE CORP	680	54.99	37,393.20
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	490	117.15	57,403.50
		REINSURANCE GROUP OF AMERICA	80	161.86	12,948.80
		RENAISSANCEWE HOLDINGS LTD	60	126.72	7,603.20
		THE TRAVELERS COS INC	336	133.75	44,940.00
		TORCHMARK CORP	100	89.95	8,995.00
		UNUM GROUP	300	57.49	17,247.00
		WILLIS TOWERS WATSON PLC	142	155.46	22,075.32
		WR BERKLEY CORP	125	70.40	8,800.00
		XL GROUP LTD	300	36.87	11,061.00
		CBRE GROUP INC	350	43.62	15,267.00
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	1,600	7.21	11,536.00
		JONES LANG LASALLE INC	60	150.09	9,005.40
		ACCENTURE PLC-CL A	730	150.53	109,886.90
		ACTIVISION BLIZZARD INC	850	62.43	53,065.50
		ADOBE SYSTEMS INC	580	173.57	100,670.60
		AKAMAI TECHNOLOGIES	200	56.50	11,300.00
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CORPORATION	55	233.05	12,817.75
		ALPHABET INC-CL A	347	1,049.38	364,134.86
		ALPHABET INC-CL C	367	1,037.05	380,597.35
		ANSYS INC	100	146.13	14,613.00
		AUTODESK INC	240	107.16	25,718.40
		AUTOMATIC DATA PROCESSING	520	116.02	60,330.40
		BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	130	89.53	11,638.90
		CA INC	420	33.48	14,061.60
		CADENCE DESIGN SYSTEM INC	300	43.56	13,068.00
		CDK GLOBAL INC	170	70.73	12,024.10
		CHECK POINT SOFTWARE TECH	150	104.78	15,717.00
		CITRIX SYSTEMS INC	170	87.59	14,890.30
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS	710	71.82	50,992.20
		COSTAR GROUP INC	40	292.34	11,693.60
		DELL TECHNOLOGIES -CL V	250	77.25	19,312.50
		EBAY INC	1,240	37.65	46,686.00
		ELECTRONIC ARTS INC	370	105.27	38,949.90
		FACEBOOK INC-A	2,760	179.00	494,040.00
		FIDELITY NATIONAL INFORMATION	400	95.85	38,340.00
		FIRST DATA CORP- CLASS A	500	16.52	8,260.00
		FISERV INC	260	131.72	34,247.20
		FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	110	186.43	20,507.30
		FORTINET INC	190	41.95	7,970.50
		GARTNER INC	100	120.71	12,071.00
		GLOBAL PAYMENTS INC	180	99.37	17,886.60
		IAC/INTERACTIVECORP	90	123.91	11,151.90
		INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,030	154.81	159,454.30
		INTUIT INC	280	155.23	43,464.40
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	100	117.29	11,729.00		
LEIDOS HOLDINGS INC	180	64.13	11,543.40		
MASTERCARD INC-CLASS A	1,100	149.89	164,879.00		
MERCADOLIBRE INC	50	276.45	13,822.50		
MICROSOFT CORP	8,590	84.16	722,934.40		
ORACLE CORPORATION	3,650	49.60	181,040.00		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	PAYCHEX INC	330	69.01	22,773.30
		PAYPAL HOLDINGS INC	1,340	72.91	97,699.40
		RED HAT INC	210	125.29	26,310.90
		SABRE CORP	190	19.30	3,667.00
		SALESFORCE.COM INC	810	103.44	83,786.40
		SERVICENOW INC	190	121.81	23,143.90
		SPLUNK INC	120	80.42	9,650.40
		SQUARE INC - A	300	38.09	11,427.00
		SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	200	40.63	8,126.00
		SYMANTEC CORP	700	27.98	19,586.00
		SYNOPSIS INC	160	90.51	14,481.60
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	120	106.81	12,817.20
		TOTAL SYSTEM SERVICES INC	198	76.58	15,162.84
		TWITTER INC	800	21.10	16,880.00
		VANTIV INC - CL A	180	74.76	13,456.80
		VERISIGN INC	110	112.98	12,427.80
		VISA INC	2,140	112.60	240,964.00
		VMWARC INC-CLASS A	90	119.57	10,761.30
		WESTERN UNION COMPANY-W/I	551	19.39	10,683.89
		WORKDAY INC-CLASS A	160	104.85	16,776.00
		ZILLOW GROUP INC - C	170	40.18	6,830.60
		AMPHENOL CORP-CL A	360	89.34	32,162.40
		APPLE INC	6,025	169.37	1,020,454.25
		ARISTA NETWORKS INC	60	222.79	13,367.40
		ARROW ELECTRONICS INC	110	77.88	8,566.80
		AVNET INC	180	39.14	7,045.20
		CDW CORP/DE	210	69.76	14,649.60
		CISCO SYSTEMS INC	5,800	37.61	218,138.00
		COGNEX CORP	200	64.38	12,876.00
		COMMSCOPE HOLDING CO INC	200	37.91	7,582.00
		CORNING INC	1,100	32.35	35,585.00
		DXC TECHNOLOGY CO	334	95.93	32,040.62
		F5 NETWORKS INC	80	132.74	10,619.20
		FLEX LTD	572	17.84	10,204.48
		FLIR SYSTEMS INC	170	46.39	7,886.30
		HARRIS CORPORATION	150	143.25	21,487.50
		HEWLETT-PACKARD ENTERPRISE COMPANY	1,950	14.34	27,963.00
		HP INC	1,950	21.07	41,086.50
		IPG PHOTONICS CORP	40	205.26	8,210.40
		JUNIPER NETWORKS INC	400	28.38	11,352.00
		MOTOROLA SOLUTIONS INC	208	92.52	19,244.16
		NETAPP INC	270	58.26	15,730.20
		PALO ALTO NETWORKS INC	110	143.89	15,827.90
		SEAGATE TECHNOLOGY	300	40.49	12,147.00
		TE CONNECTIVITY LTD	395	94.82	37,453.90
		TRIMBLE INC	300	41.21	12,363.00
		WESTERN DIGITAL CORPORATION	332	81.47	27,048.04
		XEROX CORP	270	29.59	7,989.30
		AT&T INC	7,159	36.73	262,950.07
		CENTURYLINK INC	1,194	14.67	17,515.98
		SPRINT CORP-W/I	831	5.44	4,520.64
T-MOBILE US INC	360	62.54	22,514.40		
VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,760	51.09	243,188.40		
ZAYO GROUP HOLDINGS INC	200	34.42	6,884.00		
AES CORPORATION	800	10.76	8,608.00		
ALLIANT ENERGY CORPORATION	240	44.94	10,785.60		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	アメリカ ドル	AMEREN CORPORATION	280	63.19	17,693.20
		AMERICAN ELECTRIC POWER	600	76.93	46,158.00
		AMERICAN WATER WORKS CO INC	200	91.52	18,304.00
		ATMOS ENERGY CORP	100	91.80	9,180.00
		CENTERPOINT ENERGY INC	450	28.91	13,009.50
		CMS ENERGY CORP	320	49.87	15,958.40
		CONSOLIDATED EDISON INC	350	88.92	31,122.00
		DOMINION ENERGY INC	740	83.88	62,071.20
		DTE ENERGY COMPANY	200	115.49	23,098.00
		DUKE ENERGY CORP	832	88.05	73,257.60
		EDISON INTERNATIONAL	400	71.80	28,720.00
		ENTERGY CORP	200	84.04	16,808.00
		EVERSOURCE ENERGY	383	65.22	24,979.26
		EXELON CORPORATION	1,084	41.05	44,498.20
		FIRSTENERGY CORP	486	32.83	15,955.38
		NEXTERA ENERGY INC	540	159.03	85,876.20
		NISOURCE INC	400	27.14	10,856.00
		OGE ENERGY CORP	200	34.46	6,892.00
		P G & E CORPORATION	610	53.46	32,610.60
		PINNACLE WEST CAPITAL	150	90.75	13,612.50
		PPL CORPORATION	770	34.50	26,565.00
		PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	560	51.93	29,080.80
		SCANA CORP	190	45.78	8,698.20
		SEMPRA ENERGY	280	116.69	32,673.20
		SOUTHERN CO	1,170	51.06	59,740.20
		UGI CORP	240	49.60	11,904.00
		VISTRA ENERGY CORP	200	17.75	3,550.00
		WESTAR ENERGY INC	180	56.76	10,216.80
		WISCONSIN ENERGY CORPORATION	382	68.96	26,342.72
		XCEL ENERGY INC	560	51.20	28,672.00
		ADVANCED MICRO DEVICES	1,000	9.94	9,940.00
	ANALOG DEVICES	404	85.52	34,550.08	
	APPLIED MATERIALS INC	1,250	51.43	64,287.50	
	BROADCOM LIMITED	463	259.91	120,338.33	
	INTEL CORP	5,450	43.35	236,257.50	
	KLA-TENCOR CORPORATION	180	103.98	18,716.40	
	LAM RESEARCH CORP	190	186.46	35,427.40	
	MARVELL TECHNOLOGY	510	22.04	11,240.40	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	310	51.89	16,085.90	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	250	87.41	21,852.50	
	MICRON TECHNOLOGY INC	1,200	43.21	51,852.00	
	NVIDIA CORP	690	191.49	132,128.10	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	390	115.29	44,963.10	
	QORVO INC	130	67.88	8,824.40	
	QUALCOMM INC	1,720	64.24	110,492.80	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	210	96.28	20,218.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,170	98.02	114,683.40	
XILINX INC	280	68.54	19,191.20		
小計					27,057,619.10 (3,075,098,410)
		銘柄数 :	601		
		組入時価比率 :	60.8%		65.4%
	カナダドル	ALTAGAS LTD	240	28.84	6,921.60
		ARC RESOURCES LTD	438	14.50	6,351.00
		CAMECO CORP	536	13.33	7,144.88
		CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,286	44.85	57,677.10

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	カナダドル	CENOVUS ENERGY INC	1,154	12.15	14,021.10
		CRESCENT POINT ENERGY CORP	700	9.08	6,356.00
		ENBRIDGE INC	1,922	49.34	94,831.48
		ENCANA CORP	1,204	15.17	18,264.68
		HUSKY ENERGY INC	398	15.93	6,340.14
		IMPERIAL OIL LTD	309	39.45	12,190.05
		INTER PIPELINE LTD	500	27.62	13,810.00
		KEYERA CORP	280	34.64	9,699.20
		PEMBINA PIPELINE CORP	612	45.28	27,711.36
		PRAIRIESKY ROYALTY LTD	271	32.14	8,709.94
		SEVEN GENERATIONS ENERGY - A	230	17.21	3,958.30
		SUNCOR ENERGY INC	1,967	44.25	87,039.75
		TOURMALINE OIL CORP	300	21.88	6,564.00
		TRANSCANADA CORP	1,000	62.99	62,990.00
		VERMILION ENERGY INC	180	42.10	7,578.00
		AGNICO EAGLE MINES	291	55.08	16,028.28
		AGRIUM INC	159	136.49	21,701.91
		BARRICK GOLD CORP	1,393	17.57	24,475.01
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	170	59.15	10,055.50
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	844	15.10	12,744.40
		FRANCO-NEVADA CORP	200	100.01	20,002.00
		GOLDCORP INC	973	15.39	14,974.47
		KINROSS GOLD CORP	1,500	5.00	7,500.00
		LUNDIN MINING CORP	400	7.06	2,824.00
		METHANEX CORP	100	68.25	6,825.00
		POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	994	24.33	24,184.02
		TECK RESOURCES LTD-CL B	700	29.59	20,713.00
		TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	1,150	3.87	4,450.50
		WEST FRASER TIMBER CO LTD	50	76.57	3,828.50
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	600	27.01	16,206.00
		BOMBARDIER INC 'B'	1,700	3.19	5,423.00
		CAE INC	350	22.43	7,850.50
		FINNING INTERNATIONAL INC	200	30.39	6,078.00
		SNC-LAVALIN GROUP INC	217	56.38	12,234.46
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	858	103.08	88,442.64
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	165	231.73	38,235.45
		LINAMAR CORP	50	67.78	3,389.00
		MAGNA INTERNATIONAL INC	398	72.24	28,751.52
		GILDAN ACTIVIWEAR	320	41.32	13,222.40
		RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	254	78.10	19,837.40
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	524	29.39	15,400.36
		CANADIAN TIRE CORP -CL A	84	164.18	13,791.12
		DOLLARAMA INC	130	158.68	20,628.40
		ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	430	66.49	28,590.70
		EMPIRE COMPANY LTD	200	25.85	5,170.00
		LOBLAW COMPANIES LTD	275	68.19	18,752.25
		METRO INC	230	40.83	9,390.90
		WESTON (GEORGE) LTD	65	110.77	7,200.05
		SAPUTO INC	220	44.21	9,726.20
		VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL	440	25.36	11,158.40
BANK OF MONTREAL	748	100.91	75,480.68		
BANK OF NOVA SCOTIA	1,409	83.60	117,792.40		
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	496	119.65	59,346.40		
NATIONAL BANK OF CANADA	406	64.14	26,040.84		
ROYAL BANK OF CANADA	1,712	102.47	175,428.64		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額		
株式	カナダドル	TORONTO-DOMINION BANK	2,082	72.85	151,673.70		
		BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT INC- CLASS A	960	55.77	53,539.20		
		CI FINANCIAL CORP	350	29.23	10,230.50		
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	450	9.44	4,248.00		
		IGM FINANCIAL INC	127	44.27	5,622.29		
		ONEX CORPORATION	105	95.54	10,031.70		
		THOMSON REUTERS CORP	367	56.98	20,911.66		
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	30	673.05	20,191.50		
		GREAT-WEST LIFECO INC	390	35.14	13,704.60		
		INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANCE AND FIN	150	60.00	9,000.00		
		INTACT FINANCIAL CORP	160	106.57	17,051.20		
		MANULIFE FINANCIAL CORP	2,400	26.86	64,464.00		
		POWER CORP OF CANADA	434	32.41	14,065.94		
		POWER FINANCIAL CORP	342	35.28	12,065.76		
		SUN LIFE FINANCIAL INC	698	52.43	36,596.14		
		FIRST CAPITAL REALTY INC	140	20.90	2,926.00		
		CGI GROUP INC	259	68.59	17,764.81		
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	25	785.00	19,625.00		
		OPEN TEXT CORP	280	41.79	11,701.20		
		SHOPIFY INC - CLASS A	100	129.50	12,950.00		
		BLACKBERRY LIMITED	550	13.18	7,249.00		
		BCE INC	154	62.28	9,591.12		
		ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	420	64.87	27,245.40		
		TELUS CORP	200	48.13	9,626.00		
		ATCO LTD -CLASS I	130	45.73	5,944.90		
		CANADIAN UTILITIES LTD	130	38.83	5,047.90		
		FORTIS INC	480	47.44	22,771.20		
		HYDRO ONE LTD	400	22.73	9,092.00		
		小計					2,086,963.60 (184,445,842)
				銘柄数 :	87		
				組入時価比率 :	3.6%		3.9%
		株式	ユーロ	ENI SPA	2,981	13.90	41,435.90
				GALP ENERGIA SGPS SA-B SHARES	562	15.56	8,744.72
				KONINKLIJKE VOPAK NV	85	35.87	3,049.37
				NESTE OYJ	177	51.00	9,027.00
	OMV AG			173	52.49	9,080.77	
REPSOL SA	1,380			15.47	21,355.50		
SNAM SPA	2,754			4.31	11,869.74		
TENARIS SA	573			12.67	7,259.91		
TOTAL SA	2,761			47.02	129,836.02		
AIR LIQUIDE	498			107.85	53,709.30		
AKZO NOBEL	300			74.24	22,272.00		
ARCELORMITTAL	819			26.45	21,666.64		
ARKEMA	89			101.45	9,029.05		
BASF SE	1,072			94.08	100,853.76		
COVESTRO AG	137			83.80	11,480.60		
CRH PLC	991			29.92	29,650.72		
EVONIK INDUSTRIES AG	193			31.99	6,175.03		
FUCHS PETROLUB SE -PREF	80			43.86	3,509.20		
HEIDELBERGCEMENT AG	165			90.26	14,892.90		
IMERYS SA	43			77.63	3,338.09		
K+S AG	232			19.62	4,551.84		
KONINKLIJKE DSM NV	209			80.00	16,720.00		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	ユーロ	LANXESS AG	111	63.00	6,993.00
		LINDE AG-TENDER	217	195.35	42,390.95
		SOLVAY SA	82	116.55	9,557.10
		STORA ENSO OYJ-R SHS	591	12.96	7,659.36
		SYMRISE AG	153	71.25	10,901.25
		THYSSEN KRUPP AG	512	22.90	11,724.80
		UMICORE	232	39.38	9,136.16
		UPM-KYMMENE OYJ	620	25.33	15,704.60
		VOESTALPINE AG	135	48.13	6,497.55
		ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	295	32.41	9,562.42
		AIRBUS SE	693	87.77	60,824.61
		ALSTOM	186	34.26	6,372.36
		ANDRITZ AG	85	48.00	4,080.42
		BOUYGUES	246	44.42	10,927.32
		BRENNTAG AG	187	53.32	9,970.84
		CNH INDUSTRIAL NV	1,229	11.10	13,641.90
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	604	47.72	28,822.88
		DASSAULT AVIATION SA	2	1,358.00	2,716.00
		EIFFAGE	89	92.75	8,254.75
		FERROVIAL SA	558	18.63	10,398.33
		GEA GROUP AG	188	39.89	7,500.26
		HOCHTIEF AG	30	145.10	4,353.00
		KION GROUP AG	83	67.31	5,586.73
		KONE OYJ	405	44.15	17,880.75
		KONINKLIJKE BOSKALIS WESTMINSTER NV	98	30.88	3,026.24
		KONINKLIJKE PHILIPS NV	1,119	32.59	36,473.80
		LEGRAND SA	320	63.07	20,182.40
		LEONARDO SPA	434	9.99	4,335.66
		MAN SE	44	94.65	4,164.60
		METSO OYJ	118	29.13	3,437.34
		MTU AERO ENGINES AG	60	148.45	8,907.00
		OSRAM LICHT AG	117	71.03	8,310.51
		PRYSMIAN SPA	232	27.40	6,356.80
		REXEL SA	366	15.26	5,585.16
		SAFRAN S. A.	365	89.07	32,510.55
		SCHNEIDER ELECTRIC SE	658	71.17	46,829.86
		SIEMENS AG	901	115.20	103,795.20
		SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY	295	10.95	3,231.72
		THALES	127	85.65	10,877.55
		VINCI S. A.	581	87.76	50,988.56
		WARTSILA OYJ	161	52.70	8,484.70
		ZODIAC AEROSPACE	208	24.83	5,165.68
		BIC	44	93.00	4,092.00
		BUREAU VERITAS SA	366	22.73	8,319.18
		EDENRED	237	24.10	5,712.88
		RANDSTAD HOLDING	139	51.94	7,219.66
		RELX NV	1,214	19.21	23,327.01
TELEPERFORMANCE	70	119.10	8,337.00		
WOLTERS KLUWER-CVA	351	43.74	15,352.74		
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	876	18.90	16,556.40		
AENA SME SA	87	168.70	14,676.90		
AEROPORTS DE PARIS	34	164.50	5,593.00		
ATLANTIA SPA	571	27.75	15,845.25		
BOLLORE	966	4.44	4,294.83		
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	275	30.13	8,285.75		
DEUTSCHE POST AG	1,156	40.41	46,713.96		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	ユーロ	FRAPORT AG	34	87.46	2,973.64
		GROUPE EUROTUNNEL SE	646	10.98	7,093.08
		INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	774	7.25	5,612.27
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	378	85.48	32,311.44
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	63	73.36	4,621.68
		CONTINENTAL AG	133	224.40	29,845.20
		DAIMLER AG-REG	1,128	70.30	79,298.40
		FAURECIA	89	64.06	5,701.34
		FERRARI NV	140	90.20	12,628.00
		FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	1,323	14.89	19,699.47
		MICHELIN (CGDE)-B	202	124.65	25,179.30
		NOKIAN RENKAAT OYJ	144	36.62	5,273.28
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	184	71.28	13,115.52
		PSA PEUGEOT CITROEN	576	16.91	9,740.16
		RENAULT SA	223	84.41	18,823.43
		SCHAEFFLER AG	202	14.19	2,867.39
		VALEO SA	285	59.71	17,017.35
		VOLKSWAGEN AG	42	170.10	7,144.20
		VOLKSWAGEN AG PFD	214	172.15	36,840.10
		ADIDAS AG	226	180.60	40,815.60
		HERMES INTERNATIONAL	37	440.00	16,280.00
		HUGO BOSS AG -ORD	59	71.90	4,242.10
		KERING	90	385.75	34,717.50
		LUXOTTICA GROUP SPA	190	51.45	9,775.50
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	329	247.40	81,394.60
		SEB SA	30	151.80	4,554.00
		ACCOR SA	244	43.08	10,511.52
		PADDY POWER BETFAIR PLC	101	98.36	9,934.36
		SODEXO	104	112.40	11,689.60
		ALTICE NV-A	575	7.32	4,213.02
		AXEL SPRINGER SE	45	68.06	3,062.70
		EUTELSAT COMMUNICATIONS	178	19.13	3,405.14
		JC DECAUX SA	80	34.16	2,732.80
		LAGARDERE S. C. A.	183	27.86	5,098.38
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA SE	303	28.70	8,697.61
		PUBLICIS GROUPE	250	56.91	14,227.50
		RTL GROUP	44	68.04	2,993.76
		SES	437	14.78	6,461.04
		TELENET GROUP HOLDING NV	68	57.60	3,916.80
		VIVENDI SA	1,221	22.19	27,100.09
		INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA (INDITEX)	1,261	31.07	39,185.57
		ZALANDO SE	131	45.41	5,949.36
		CARREFOUR SA	647	17.71	11,458.37
		CASINO GUICHARD PERRACHON	45	51.00	2,295.00
COLRUYT SA	73	45.08	3,291.20		
JERONIMO MARTINS	301	16.31	4,910.81		
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	1,504	18.56	27,921.76		
METRO AG	216	17.61	3,804.84		
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	880	94.43	83,098.40		
DANONE	682	70.94	48,381.08		
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	300	6.61	1,983.00		
HEINEKEN HOLDING NV	123	80.61	9,915.03		
HEINEKEN NV	304	85.58	26,016.32		
KERRY GROUP PLC-A	188	92.52	17,393.76		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	ユーロ	PERNOD-RICARD	260	132.00	34,320.00
		RECORDATI SPA	129	38.68	4,989.72
		REMY COINTREAU	30	116.35	3,490.50
		BEIERSDORF AG	129	101.05	13,035.45
		HENKEL AG & CO KGAA	131	103.25	13,525.75
		HENKEL AG & CO KGAA	210	113.40	23,814.00
		L'OREAL	292	188.40	55,012.80
		UNILEVER NV-CVA	1,907	48.81	93,090.20
		BIOMERIEUX	48	74.70	3,585.60
		ESSILOR INTERNATIONAL	237	114.35	27,100.95
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	241	87.30	21,039.30
		FRESENIUS SE & CO KGAA	505	66.22	33,441.10
		BAYER AG	963	104.70	100,826.10
		EUROFINS SCIENTIFIC	10	508.70	5,087.00
		GRIFOLS SA	351	24.08	8,452.08
		IPSEN	50	99.74	4,987.00
		MERCK KGAA	149	88.86	13,240.14
		ORION OYJ	147	30.30	4,454.10
		QIAGEN N.V.	258	26.57	6,856.35
		SANOFI	1,336	73.18	97,768.48
		UCB SA	158	64.08	10,124.64
		ABN AMRO GROUP NV-CVA	423	26.55	11,230.65
		ALLIED IRISH BANKS PLC	951	5.40	5,142.05
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	7,914	7.21	57,059.94
		BANCO DE SABADELL SA	4,760	1.70	8,106.28
		BANCO SANTANDER SA	19,159	5.63	107,865.17
		BANK OF IRELAND GROUP PUBLIC LIMITED CO	1,176	6.93	8,149.68
		BANKIA SA	959	4.15	3,979.85
		BANKINTER SA	818	7.99	6,537.45
		BNP PARIBAS	1,304	65.04	84,812.16
		CAIXABANK	3,914	4.03	15,808.64
		COMMERZBANK AG	1,173	12.61	14,791.53
		CREDIT AGRICOLE SA	1,300	14.67	19,071.00
		ERSTE GROUP BANK AG	371	35.80	13,281.80
		ING GROEP N.V.	4,552	15.65	71,238.80
		INTESA SANPAOLO	15,842	2.88	45,624.96
		INTESA SANPAOLO-RSP	1,166	2.74	3,201.83
		KBC GROUPE	266	72.00	19,152.00
		MEDIOBANCA SPA	538	9.62	5,178.25
		NATIXIS	1,002	6.72	6,741.45
		RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	138	29.50	4,071.00
		SOCIETE GENERALE-A	895	43.91	39,303.92
		UNICREDIT SPA	2,390	17.96	42,924.40
		AMUNDI SA	71	72.25	5,129.75
		DEUTSCHE BANK AG-REG	2,402	16.49	39,608.98
		DEUTSCHE BOERSE AG	237	99.02	23,467.74
		EURAZEO	50	75.39	3,769.50
EXOR NV	145	51.25	7,431.25		
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	95	90.81	8,626.95		
WENDEL	30	141.90	4,257.00		
AEGON NV	1,998	5.24	10,483.50		
AGEAS	222	42.01	9,326.22		
ALLIANZ SE-REG	528	199.15	105,151.20		
ASSICURAZIONI GENERALI	1,428	15.28	21,819.84		
AXA SA	2,250	25.27	56,857.50		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	ユーロ	CNP ASSURANCES	166	18.68	3,100.88
		HANNOVER RUECK SE	80	107.75	8,620.00
		MAPFRE SA	1,099	2.71	2,988.18
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	174	184.80	32,155.20
		NN GROUP NV	367	37.20	13,652.40
		POSTE ITALIANE SPA	722	6.12	4,422.25
		SAMPO OYJ	528	44.90	23,707.20
		SCOR SE	198	33.75	6,682.50
		DEUTSCHE WOHNEN SE-BEARER	399	37.20	14,844.79
		VONOVIA SE	558	41.22	23,000.76
		AMADEUS IT GROUP SA-A	526	60.79	31,975.54
		ATOS SE	110	125.20	13,772.00
		CAPGEMINI SA	193	97.96	18,906.28
		DASSAULT SYSTEMES SA	145	89.55	12,984.75
		SAP SE	1,152	95.54	110,062.08
		UBISOFT ENTERTAINMENT	74	66.49	4,920.26
		UNITED INTERNET AG	149	57.92	8,630.08
		WIRECARD AG	140	89.31	12,503.40
		INGENICO GROUP	76	85.00	6,460.00
		NOKIA	6,762	3.93	26,601.70
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	3,818	15.52	59,255.36
		DRILLISCH AG	30	67.97	2,039.10
		ELISA CORP-A SHARES	131	34.59	4,531.29
		ILIAD SA	34	205.75	6,995.50
		KONINKLIJKE KPN NV	4,271	2.92	12,488.40
		ORANGE S. A.	2,383	14.64	34,887.12
		PROXIMUS SA	187	28.69	5,365.96
		TELECOM ITALIA SPA	12,369	0.75	9,332.41
		TELECOM ITALIA-RNC	7,063	0.62	4,432.03
		TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	1,028	4.20	4,317.60
		TELEFONICA S. A.	5,326	8.62	45,942.07
		E. ON SE	2,581	9.79	25,267.99
		ELECTRICITE DE FRANCE	643	11.30	7,265.90
		ENAGAS	274	25.08	6,873.29
		ENDESA SA	317	19.10	6,054.70
		ENEL SPA	9,530	5.58	53,177.40
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	3,189	2.90	9,273.61		
ENGIE	2,141	14.81	31,718.91		
FORTUM OYJ	539	17.21	9,276.19		
GAS NATURAL SDG SA	431	19.51	8,408.81		
IBERDROLA SA	6,656	6.71	44,708.35		
INNOGY SE	174	39.53	6,879.09		
RED ELECTRICA CORPORATION SA	469	19.14	8,979.00		
RWE AG	613	20.39	12,502.13		
SUEZ	395	15.82	6,250.87		
TERNA SPA	1,711	5.28	9,034.08		
UNIPER SE	235	25.06	5,889.10		
VEOLIA ENVIRONNEMENT	623	21.33	13,288.59		
ASML HOLDING NV	439	146.85	64,467.15		
INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,345	22.79	30,659.27		
STMICROELECTRONICS NV	703	18.30	12,864.90		
	小計				4,745,028.58 (634,884,824)
		銘柄数 :	238		
		組入時価比率 :	12.6%		13.5%

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	イギリス ポンド	BP PLC	23,060	4.92	113,628.15
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	5,247	23.57	123,698.02
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	4,417	23.85	105,345.45
		WOOD GROUP (JOHN) PLC	572	6.82	3,901.04
		ANGLO AMERICAN PLC	1,568	13.64	21,387.52
		ANTOFAGASTA PLC	431	8.93	3,850.98
		BILLITON PLC	2,561	13.41	34,355.81
		CRODA INTERNATIONAL PLC	131	42.53	5,571.43
		FRESNILLO PLC	268	13.06	3,500.08
		GLENCORE PLC	14,494	3.45	50,076.77
		JOHNSON MATTHEY PLC	235	30.12	7,078.20
		MONDI PLC	398	16.94	6,742.12
		RANDGOLD RESOURCES LTD	99	68.70	6,801.30
		RIO TINTO PLC	1,434	34.68	49,738.29
		ASHTREAD GROUP PLC	563	20.19	11,366.97
		BAE SYSTEMS PLC	3,582	5.57	19,951.74
		BUNZL PLC	365	20.85	7,610.25
		COBHAM PLC	414	1.22	505.08
		DCC PLC	107	69.50	7,436.50
		FERGUSON PLC	307	53.45	16,409.15
		IMI PLC	376	12.48	4,692.48
		MEGGITT PLC	739	4.91	3,632.92
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,954	8.38	16,384.29
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC-C ENTITLEMENT	89,884	0.00	89.88
		SMITHS GROUP PLC	431	14.74	6,352.94
		TRAVIS PERKINS PLC	298	15.99	4,765.02
		WEIR GROUP PLC	228	20.30	4,628.40
		BABCOCK INTERNATIONAL GROUP PLC	306	6.61	2,024.19
		CAPITA PLC	919	4.86	4,467.25
		EXPERIAN PLC	1,041	15.73	16,374.93
		G4S PLC	1,884	2.51	4,742.02
		INTERTEK GROUP PLC	198	50.50	9,999.00
		RELX PLC	1,235	17.12	21,143.20
		EASYJET PLC	182	14.56	2,649.92
		ROYAL MAIL PLC	1,037	4.38	4,546.20
		GKN PLC	2,078	2.98	6,206.98
		BARRATT DEVELOPMENTS PLC	1,156	6.30	7,282.80
		BERKLEY GRP HOLDINGS	185	41.13	7,609.05
		BURBERRY GROUP PLC	538	17.36	9,339.68
		PERSIMMON PLC	337	26.71	9,001.27
		TAYLOR WIMPEY PLC	3,666	2.02	7,438.31
		CARNIVAL PLC	215	49.28	10,595.20
		COMPASS GROUP PLC	1,842	14.91	27,464.22
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	217	44.46	9,647.82
		MERLIN ENTERTAINMENT	1,104	3.59	3,964.46
		TUI AG-DI	581	13.95	8,104.95
		WHITBREAD PLC	194	39.94	7,748.36
		ITV PLC	3,299	1.63	5,400.46
		PEARSON PLC	1,136	7.40	8,412.08
		SKY PLC	1,205	9.93	11,965.65
WPP PLC	1,535	13.41	20,584.35		
KINGFISHER PLC	2,514	3.36	8,452.06		
MARKS & SPENCER GROUP PLC	1,858	3.19	5,927.02		
NEXT PLC	156	44.83	6,993.48		
MORRISON(WM) SUPERMARKETS	2,693	2.21	5,975.76		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	イギリス ポンド	SAINSBURY (J) PLC	1,862	2.44	4,556.31
		TESCO PLC	8,466	2.04	17,317.20
		ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	403	28.83	11,618.49
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,656	49.39	131,179.84
		COCA-COLA HBC AG-CDI	230	23.19	5,333.70
		DIAGEO PLC	2,980	26.35	78,537.90
		IMPERIAL BRANDS PLC	1,137	30.83	35,059.39
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	794	67.16	53,325.04
		UNILEVER PLC	1,485	41.81	62,095.27
		CONVATEC GROUP PLC	1,448	2.10	3,043.69
		MEDICLINIC INTERNATIONAL PLC	510	5.95	3,034.50
		SMITH & NEPHEW PLC	1,050	13.24	13,902.00
		ASTRAZENECA PLC	1,493	47.84	71,425.12
		GLAXOSMITHKLINE PLC	5,820	12.87	74,932.50
		SHIRE PLC	1,042	36.48	38,012.16
		BARCLAYS PLC	19,993	1.96	39,266.25
		HSBC HOLDINGS PLC	23,459	7.33	172,001.38
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	81,533	0.66	54,464.04
		ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	4,435	2.81	12,462.35
		STANDARD CHARTERED PLC	3,942	7.59	29,947.37
		3I GROUP PLC	1,090	8.68	9,466.65
		HARGREAVES LANSDOWN PLC	361	16.00	5,776.00
		INVESTEC PLC	750	4.61	3,460.50
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	362	37.90	13,719.80
		SCHRODERS PLC	165	34.25	5,651.25
		ADMIRAL GROUP PLC	292	18.49	5,399.08
		AVIVA PLC	4,681	5.10	23,873.10
		DIRECT LINE INSURANCE GROUP PLC	1,901	3.59	6,826.49
		LEGAL & GENERAL GROUP PLC	7,116	2.63	18,772.00
		OLD MUTUAL PLC	4,677	1.98	9,293.19
		PRUDENTIAL PLC	3,006	18.35	55,160.10
		RSA INSURANCE GROUP PLC	1,203	6.00	7,224.01
		ST JAMES' S PLACE PLC	626	11.57	7,242.82
		STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	2,990	4.18	12,510.16
		AUTO TRADER GROUP PLC	1,215	3.42	4,162.59
		MICRO FOCUS INTERNATIONAL	517	24.25	12,537.25
		SAGE GROUP PLC/THE	1,163	7.68	8,931.84
		WORLDPAY GROUP PLC	2,434	4.24	10,337.19
		BT GROUP PLC	10,416	2.68	27,914.88
		VODAFONE GROUP PLC	30,218	2.29	69,320.09
		CENTRICA PLC	5,920	1.44	8,530.72
NATIONAL GRID PLC	3,989	8.77	35,015.44		
SEVERN TRENT PLC	287	20.83	5,978.21		
SSE PLC	1,243	13.24	16,457.32		
UNITED UTILITIES PLC	943	8.17	7,704.31		
小計					2,196,340.94 (334,480,761)
		銘柄数 :	100		
		組入時価比率 :	6.6%		7.1%
株式	スイス フラン	CLARIANT AG-REG	150	27.15	4,072.50
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	8	652.50	5,220.00
		GIVAUDAN-REG	11	2,255.00	24,805.00
		LAFARGEHOLCIM LTD-REG	526	52.95	27,851.70
		SIKA AG	2	7,530.00	15,060.00
		ABB LTD	2,153	25.92	55,805.76
		GEBERIT AG-REG	47	427.50	20,092.50

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額	
株式	スイス フラン	SCHINDLER HOLDING AG-REG	28	216.70	6,067.60	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	58	222.60	12,910.80	
		ADECCO GROUP AG-REG	189	74.10	14,004.90	
		SGS SA	6	2,476.00	14,856.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	70	173.20	12,124.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT SA-(REGD) A	608	87.10	52,956.80	
		THE SWATCH GROUP AG-B	40	373.30	14,932.00	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	60	71.55	4,293.00	
		DUFREY AG-REG	44	139.00	6,116.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	10	719.00	7,190.00	
		BARRY CALLEBAUT AG-REG	2	1,943.00	3,886.00	
		LINDT & SPRUENGLI AG	1	5,830.00	5,830.00	
		NESTLE SA-REGISTERED	3,647	85.35	311,271.45	
		SONOVA HOLDING AG	62	157.30	9,752.60	
		LONZA AG-REG	87	257.10	22,367.70	
		NOVARTIS AG-REG SHS	2,623	83.10	217,971.30	
		ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	830	240.50	199,615.00	
		VIFOR PHARMA AG REG	60	122.20	7,332.00	
		CREDIT SUISSE GROUP-REG AG	2,866	17.19	49,266.54	
		JULIUS BAER GROUP LTD	273	57.30	15,642.90	
		PARGESA HOLDING SA	41	84.70	3,472.70	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	17	669.50	11,381.50	
		UBS GROUP AG	4,370	17.35	75,819.50	
		BALOISE HOLDINGS AG	70	151.60	10,612.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	37	329.90	12,206.30	
		SWISS RE LTD	401	90.65	36,350.65	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	181	297.60	53,865.60	
		SWISS PRIME SITE AG	85	86.70	7,369.50	
		SWISSCOM AG-REG	31	524.00	16,244.00	
		小計				
			銘柄数 :	36		
			組入時価比率 :	3.1%		3.3%
	株式	スウェーデン クローネ	LUNDIN PETROLEUM AB	218	188.90	41,180.20
			BOLIDEN AB	332	261.40	86,784.80
			ALFA LAVAL AB	356	192.50	68,530.00
			ASSA ABLOY AB-B	1,108	171.00	189,468.00
ATLAS COPCO AB-A SHS			763	356.20	271,780.60	
ATLAS COPCO AB-B SHS			447	316.30	141,386.10	
SANDVIK AB			1,269	140.10	177,786.90	
SKANSKA AB-B SHS			401	182.70	73,262.70	
SKF AB-B SHS			461	184.30	84,962.30	
VOLVO AB-B SHS			1,890	157.00	296,730.00	
SECURITAS AB-B SHS			411	145.80	59,923.80	
ELECTROLUX AB-SER B			265	269.80	71,497.00	
HUSQVARNA AB-B SHS			616	78.85	48,571.60	
HENNES & MAURITZ			1,112	198.30	220,509.60	
ICA GRUPPEN AB			89	304.10	27,064.90	
SWEDISH MATCH AB			239	333.70	79,754.30	
ESSITY AKTIEBOLAG-B			739	246.70	182,311.30	
GETINGE AB-B SHS			277	124.30	34,431.10	
NORDEA BANK AB			3,474	100.00	347,400.00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A			1,858	99.40	184,685.20	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS			1,869	113.50	212,131.50	
SWEDBANK AB			1,024	201.90	206,745.60	
INDUSTRIVARDEN AB-C			161	200.10	32,216.10	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	スウェーデン クローネ	INVESTOR AB	493	387.80	191,185.40
		KINNEVIK AB-B SHS	254	270.60	68,732.40
		LUNDBERGS AB-B SHS	48	613.00	29,424.00
		ERICSSON LM TEL, SEK1 SER B	3,772	52.90	199,538.80
		HEXAGON AB-B SHS	291	412.20	119,950.20
		MILlicom INTERNATIONAL CELLULAR SA	78	558.50	43,563.00
		TELE2 AB-B SHS	329	106.00	34,874.00
		TELIA CO AB	2,923	37.42	109,378.66
	小計				3,935,760.06 (52,896,615)
		銘柄数 :	31		
		組入時価比率 :	1.0%		1.1%
	ノルウェー クローネ	STATOIL ASA	1,396	166.80	232,852.80
		NORSK HYDRO ASA	1,562	53.70	83,879.40
		YARA INTERNATIONAL ASA	212	366.10	77,613.20
		MARINE HARVEST	529	137.70	72,843.30
		ORKLA ASA	837	83.40	69,805.80
		DNB ASA	1,173	152.30	178,647.90
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	230	149.80	34,454.00
		TELENOR ASA	892	181.70	162,076.40
	小計				912,172.80 (12,478,523)
		銘柄数 :	8		
	組入時価比率 :	0.2%		0.3%	
デンマーク クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	122	556.50	67,893.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	267	341.30	91,127.10	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	239	400.60	95,743.40	
	ISS A/S	208	233.00	48,464.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S	8	10,630.00	85,040.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	4	10,140.00	40,560.00	
	DSV AS	202	486.60	98,293.20	
	PANDORA A/S	129	636.50	82,108.50	
	CARLSBERG AS-B	128	732.00	93,696.00	
	COLOPLAST-B	133	486.30	64,677.90	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	100	176.20	17,620.00	
	GENMAB A/S	74	1,194.00	88,356.00	
	H LUNDBECK A/S	86	303.90	26,135.40	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,178	329.00	716,562.00	
	DANSKE BANK A/S	913	237.60	216,928.80	
	TRYG A/S	136	155.10	21,093.60	
	TDC A/S	820	38.30	31,406.00	
	DONG ENERGY A/S	222	350.90	77,899.80	
小計				1,963,604.70 (35,305,612)	
	銘柄数 :	18			
	組入時価比率 :	0.7%		0.8%	
オーストラ リアドル	CATLEX AUSTRALIA LTD	273	34.04	9,292.92	
	OIL SEARCH LTD	1,721	7.26	12,494.46	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	2,106	9.13	19,227.78	
	SANTOS LIMITED	2,198	5.00	10,990.00	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	909	31.56	28,688.04	
	ALUMINA LIMITED	2,076	2.23	4,629.48	
	AMCOR LIMITED	1,347	15.72	21,174.84	
	BHP BILLITON LTD	3,832	27.17	104,115.44	
	BLUESCOPE STEEL LTD	708	14.06	9,954.48	
	BORAL LIMITED	1,466	7.85	11,508.10	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額		
株式	オーストラリアドル	FORTECUE METALS GROUP LIMITED	1,831	4.56	8,349.36		
		INCITEC PIVOT LIMITED	2,122	3.83	8,127.26		
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	551	21.94	12,088.94		
		NEWCREST MINING LIMITED	877	22.76	19,960.52		
		ORICA LIMITED	443	18.78	8,319.54		
		RIO TINTO LIMITED	522	69.20	36,122.40		
		SOUTH32 LTD	5,343	3.22	17,204.46		
		CIMIC GROUP LTD	122	51.13	6,237.86		
		BRAMBLES LIMITED	1,798	10.20	18,339.60		
		SEEK LTD	363	18.65	6,769.95		
		AURIZON HOLDINGS LTD	2,895	5.34	15,459.30		
		SYDNEY AIRPORT	1,326	7.33	9,719.58		
		TRANSURBAN GROUP	2,484	12.35	30,677.40		
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	657	23.02	15,124.14		
		CROWN RESORTS LTD	391	12.39	4,844.49		
		TABCORP HOLDINGS LIMITED	914	5.12	4,679.68		
		TATTS GROUP LTD	1,315	4.52	5,943.80		
		REA GROUP LTD	66	77.20	5,095.20		
		WESFARMERS LIMITED	1,297	43.98	57,042.06		
		WOOLWORTHS LIMITED	1,601	26.91	43,082.91		
		COCA-COLA AMATIL LIMITED	669	8.45	5,653.05		
		TREASURY WINE ESTATES LTD	835	16.22	13,543.70		
		COCHLEAR LTD	69	180.91	12,482.79		
		HEALTHSCOPE LTD	2,038	2.05	4,177.90		
		RAMSAY HEALTH CARE LTD	175	70.41	12,321.75		
		SONIC HEALTHCARE LTD	543	22.85	12,407.55		
		CSL LIMITED	512	142.03	72,719.36		
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	3,524	28.51	100,469.24		
		BANK OF QUEENSLAND LTD	620	12.68	7,861.60		
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	507	11.49	5,825.43		
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	2,056	79.62	163,698.72		
		NATIONAL AUSTRALIA BANK & LTD	3,160	29.84	94,294.40		
		WESTPAC BANKING CORPORATION	4,034	31.57	127,353.38		
		AMP LIMITED	3,413	5.23	17,849.99		
		ASX LIMITED	240	56.25	13,500.00		
		CHALLENGER LTD	789	14.03	11,069.67		
		MACQUARIE GROUP LIMITED	381	98.65	37,585.65		
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	2,759	7.16	19,754.44		
		MEDIBANK PRIVATE LTD	3,236	3.27	10,581.72		
		QBE INSURANCE GROUP LIMITED	1,609	10.70	17,216.30		
		SUNCORP GROUP LTD	1,499	14.35	21,510.65		
		LENLEASE GROUP	670	16.10	10,787.00		
		COMPUTERSHARE LIMITED	597	16.37	9,772.89		
		TELSTRA CORPORATION LTD	4,130	3.69	15,239.70		
		AGL ENERGY LTD	788	25.82	20,346.16		
		APA GROUP	1,541	8.86	13,653.26		
		小計					1,416,940.29 (121,020,870)
				銘柄数 :	56		
				組入時価比率 :	2.4%		2.6%
		株式	ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	960	7.16	6,873.60
				AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	1,215	6.52	7,927.87
				FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	666	13.40	8,924.40
				RYMAN HEALTHCARE LTD	455	10.39	4,727.45
				SPARK NEW ZEALAND LIMITED	3,139	3.69	11,582.91

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額
株式	ニュージ ランドドル 小計	MERIDIAN ENERGY LTD	1,281	2.97	3,804.57
					43,840.80 (3,413,883)
		銘柄数 :	6		
		組入時価比率 :	0.1%		0.1%
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	3,036	96.70	293,581.20
		NWS HOLDINGS LIMITED	2,000	13.72	27,440.00
		MTR CORPORATION	1,800	45.40	81,720.00
		MINTH GROUP LTD	1,000	46.25	46,250.00
		LI & FUNG LTD	6,000	3.85	23,100.00
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	1,500	45.90	68,850.00
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	1,000	28.85	28,850.00
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	2,900	57.50	166,750.00
		SANDS CHINA LTD	3,100	38.45	119,195.00
		WYNN MACAU LTD	2,500	23.00	57,500.00
		WH GROUP LTD	9,500	8.68	82,460.00
		BANK OF EAST ASIA	1,400	32.80	45,920.00
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	4,500	38.35	172,575.00
		HANG SENG BANK	1,000	185.90	185,900.00
		HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,400	227.40	318,360.00
		KINGSTON FINANCIAL GROUP LTD	5,000	8.36	41,800.00
		AIA GROUP LTD	14,200	61.80	877,560.00
		CK ASSET HOLDINGS LTD	3,136	65.80	206,348.80
		HANG LUNG GROUP LTD	1,000	27.90	27,900.00
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	2,500	18.28	45,700.00
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	1,294	48.25	62,435.50
		HYSAN DEVELOPMENT CO	900	42.20	37,980.00
		KERRY PROPERTIES	800	33.15	26,520.00
		NEW WORLD DEVELOPMENT	7,074	11.06	78,238.44
		SINO LAND CO	3,860	13.46	51,955.60
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,900	121.50	230,850.00
		SWIRE PACIFIC LTD 'A'	600	73.10	43,860.00
		SWIRE PROPERTIES LTD	1,600	25.65	41,040.00
		WHEELOCK & CO LTD	1,000	53.70	53,700.00
		HKT TRUST AND HKD LTD	4,000	9.70	38,800.00
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	800	67.30	53,840.00
		CLP HOLDINGS LIMITED	2,000	78.35	156,700.00
		HONG KONG & CHINA GAS	10,672	15.40	164,348.80
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	1,500	66.20	99,300.00	
	THE WHARF HOLDINGS	1,400	26.50	37,100.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,400	49.50	69,300.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	300	106.20	31,860.00	
	小計				4,195,588.34 (61,087,766)
		銘柄数 :	37		
		組入時価比率 :	1.2%		1.3%
	シンガポ ールドル	KEPPEL CORP	1,700	7.65	13,005.00
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	2,000	3.21	6,420.00
		COMFORTDELGRO CORP LTD	3,000	1.91	5,730.00
		SINGAPORE AIRLINES LTD	800	10.56	8,448.00
		GENTING SINGAPORE PLC	6,000	1.32	7,920.00
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	2,200	2.65	5,830.00
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	109	40.81	4,448.29
		WILMAR INTERNATIONAL LIMITED	1,900	3.10	5,890.00
		DBS GROUP HLDG LTD	2,200	24.84	54,648.00

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額	
株式	シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	3,694	12.39	45,768.66	
		UNITED OVERSEAS BANK	1,600	25.88	41,408.00	
		SINGAPORE EXCHANGE	900	7.58	6,822.00	
		CAPITALAND LIMITED	4,000	3.46	13,840.00	
		CITY DEVELOPMENTS	500	12.31	6,155.00	
		GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES LTD	3,000	3.35	10,050.00	
		UOL GROUP LTD	800	8.65	6,920.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	10,020	3.78	37,875.60	
		小計				281,178.55 (23,610,562)
		銘柄数 :	17			
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
	イスラエルシェケル	ISRAEL CHEMICALS LTD	500	14.13	7,065.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	30	461.20	13,836.00	
		BANK HAPOALIM BM	1,300	24.56	31,928.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	1,700	19.81	33,677.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	250	62.17	15,542.50	
		AZRIELI GROUP	80	181.50	14,520.00	
		NICE LTD	70	306.80	21,476.00	
		BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	2,500	5.29	13,240.00	
		小計				151,284.50 (4,880,437)
			銘柄数 :	8		
	組入時価比率 :	0.1%		0.1%		
合計				4,700,337,986 (4,700,337,986)		

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## ② 株式以外の有価証券

(平成29年12月11日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	口数	評価額
投資証券	アメリカドル	AGNC INVESTMENT CORPORATION		450	9,166.50
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT		100	13,000.00
		AMERICAN TOWER CORP		510	72,659.70
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC		1,300	15,483.00
		AVALONBAY COMMUNITIES INC		167	30,430.74
		BOSTON PROPERTIES INC		190	23,685.40
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC		280	5,020.40
		CAMDEN PROPERTY TRUST		100	9,216.00
		COLONY NORTHSTAR INC-CLASS A		700	8,526.00
		CROWN CASTLE INTL CORP		460	50,370.00
		DIGITAL REALTY TRUST INC		240	27,554.40
		DUKE REALTY CORP		400	11,164.00
		EQUINIX INC		92	41,619.88
		EQUITY RESIDENTIAL PROPS TR		440	28,956.40
		ESSEX PROPERTY TRUST INC		80	19,544.80
		EXTRA SPACE STORAGE INC		130	11,216.40
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST		80	10,423.20
		GENERAL INC		717	16,799.31
		HCP INC		550	14,729.00
		HOST HOTELS & RESORTS INC		796	15,792.64

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	口数	評価額
投資証券	アメリカドル	INVITATION HOMES INC		400	9,460.00
		IRON MOUNTAIN INCORPORATED		263	10,551.56
		iShares Core S&P 500 ETF		680	181,764.00
		KIMCO REALTY CORP		550	10,059.50
		LIBERTY PROPERTY TRUST		200	8,956.00
		MACERICH CO		150	9,862.50
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC		130	13,406.90
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES		200	8,416.00
		PROLOGIS INC		637	42,143.92
		PUBLIC STORAGE		190	40,059.60
		REALTY INCOME CORPORATION		340	18,897.20
		REGENCY CENTERS CORPORATION		190	12,840.20
		SBA COMMUNICATIONS CORP		150	24,778.50
		SIMON PROPERTY GROUP INC		366	59,383.50
		SL GREEN REALTY CORP		110	11,286.00
		UDR INC		300	11,709.00
		VENTAS INC		440	27,856.40
		VEREIT INC		1,079	8,556.47
		VORNADO REALITY TRUST		206	15,859.94
		WELLTOWER INC		450	29,844.00
	WEYERHAEUSER CO		870	30,824.10	
小計			15,683	1,021,873.06 (116,135,873)	
		銘柄数 :	41		
		組入時価比率 :	2.3%	81.2%	
カナダドル	小計	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST		254	6,311.90
				254	6,311.90 (557,845)
		銘柄数 :	1		
		組入時価比率 :	0.0%	0.4%	
ユーロ	小計	FONCIERE DES REGIONS		40	3,716.00
		GECINA SA		55	8,049.25
		ICADE		30	2,450.10
		KLEPIERRE		230	8,188.00
		UNIBAIL-RODAMCO SE		120	26,940.00
					475
		銘柄数 :	5		
		組入時価比率 :	0.1%	4.6%	
イギリスポンド	小計	BRITISH LAND COMPANY PLC		1,352	8,855.60
		HAMMERSON PLC		952	5,012.28
		LAND SECURITIES GROUP		839	8,041.81
		SEGRO PLC		1,034	5,800.74
					4,177
		銘柄数 :	4		
		組入時価比率 :	0.1%	3.0%	
オーストラリアドル	小計	DEXUS		1,339	13,872.04
		GOODMAN GROUP		2,459	21,147.40
		GPT GROUP		2,162	11,609.94
		MIRVAC GROUP		3,096	7,647.12
		SCENTRE GROUP		5,614	23,691.08
		STOCKLAND		2,937	13,627.68
		VICINITY CENTRES		3,971	11,079.09

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	口数	評価額
投資証券	オーストラリアドル 小計	WESTFIELD CORP		2,283	19,382.67
				23,861	122,057.02 (10,424,890)
		銘柄数： 組入時価比率：	8 0.2%		7.3%
	香港ドル 小計	LINK REIT		2,600	181,480.00
				2,600	181,480.00 (2,642,348)
		銘柄数： 組入時価比率：	1 0.1%		1.8%
	シンガポールドル 小計	ASCENDAS REAL ESTATE		3,000	8,010.00
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST		3,148	5,918.24
		CAPITALAND MALL TRUST		3,000	6,240.00
		SUNTEC REAL ESTATE INVESTMENT TRUST		4,000	8,160.00
				13,148	28,328.24 (2,378,722)
		銘柄数： 組入時価比率：	4 0.0%		1.7%
	合計				142,961,839 (142,961,839)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成29年12月12日から平成30年6月11日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年7月25日

PGIM ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU海外株式マーケット・パフォーマンスの平成29年12月12日から平成30年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PRU海外株式マーケット・パフォーマンスの平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年12月12日から平成30年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

PGIMジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間財務諸表

【PRU海外株式マーケット・パフォーマー】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成29年12月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,981,185,020	1,923,497,427
未収入金	9,478,280	8,824,407
流動資産合計	1,990,663,300	1,932,321,834
資産合計	1,990,663,300	1,932,321,834
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	597,592	16
未払受託者報酬	834,573	829,279
未払委託者報酬	7,511,109	7,463,494
その他未払費用	535,006	531,618
流動負債合計	9,478,280	8,824,407
負債合計	9,478,280	8,824,407
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	892,810,483	866,368,605
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,088,374,537	1,057,128,822
(分配準備積立金)	953,506,739	899,568,969
元本等合計	1,981,185,020	1,923,497,427
純資産合計	1,981,185,020	1,923,497,427
負債純資産合計	1,990,663,300	1,932,321,834

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自 至	平成28年12月13日 平成29年6月12日	自 至	平成29年12月12日 平成30年6月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		110,646,204		8,491,196
営業収益合計		110,646,204		8,491,196
営業費用				
受託者報酬		837,573		829,279
委託者報酬		7,538,089		7,463,494
その他費用		536,925		531,618
営業費用合計		8,912,587		8,824,391
営業利益又は営業損失(△)		101,733,617		△333,195
経常利益又は経常損失(△)		101,733,617		△333,195
中間純利益又は中間純損失(△)		101,733,617		△333,195
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)		5,913,418		△1,859,414
期首剰余金又は期首欠損金(△)		963,756,257		1,088,374,537
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,765,210		29,867,330
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,765,210		29,867,330
剰余金減少額又は欠損金増加額		125,489,889		62,639,264
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		125,489,889		62,639,264
分配金		—		—
中間剰余金又は中間欠損金(△)		949,851,777		1,057,128,822

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 (平成29年12月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年6月11日現在)
※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額
期首元本額 1,083,335,846円	期首元本額 892,810,483円
期中追加設定元本額 31,169,189円	期中追加設定元本額 25,131,446円
期中解約元本額 221,694,552円	期中解約元本額 51,573,324円
2. 計算期間末日における受益権の総数 892,810,483口	2. 中間計算期間末日における受益権の総数 866,368,605口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日	当中間計算期間 自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日
※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 971,319円	※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 962,012円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 (平成29年12月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年6月11日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 該当事項はありませぬ。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありませぬ。

(1口当たり情報に関する注記)

前計算期間末 (平成29年12月11日現在)		当中間計算期間末 (平成30年6月11日現在)	
1口当たり純資産額	2,2190円	1口当たり純資産額	2,2202円
(1万口当たり純資産額)	22,190円)	(1万口当たり純資産額)	22,202円)

(参考情報)

当ファンドは、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成29年12月11日現在)	(平成30年6月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		163,507,453	149,243,838
コール・ローン		25,601,019	21,943,624
株式		4,700,337,986	4,559,375,728
投資証券		142,961,839	132,021,577
派生商品評価勘定		8,525,466	2,974,511
未収入金		17,958	689,733
未収配当金		9,064,129	9,432,052
前払金		8,893,473	21,253,293
差入委託証拠金		9,157,911	9,080,962
流動資産合計		5,068,067,234	4,906,015,318
資産合計		5,068,067,234	4,906,015,318
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		185,142	114,864
未払解約金		12,345,975	11,727,533
未払利息		70	60
流動負債合計		12,531,187	11,842,457
負債合計		12,531,187	11,842,457
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,991,323,923	1,918,354,675
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		3,064,212,124	2,975,818,186
元本等合計		5,055,536,047	4,894,172,861
純資産合計		5,055,536,047	4,894,172,861
負債純資産合計		5,068,067,234	4,906,015,318

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式及び投資証券  移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場等に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>①先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。  ②為替予約取引  原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成29年12月11日現在)	(平成30年6月11日現在)
※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">2,292,969,989円</div>	※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">1,991,323,923円</div>
同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">151,209,357円</div>	同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">122,320,906円</div>
同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">452,855,423円</div>	同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">195,290,154円</div>
同期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー <div style="text-align: right;">780,362,778円</div>	同中間期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー <div style="text-align: right;">753,957,913円</div>
PRUグッドライフ2020(年金) <div style="text-align: right;">21,783,719円</div>	PRUグッドライフ2020(年金) <div style="text-align: right;">18,162,555円</div>
PRUグッドライフ2030(年金) <div style="text-align: right;">123,505,975円</div>	PRUグッドライフ2030(年金) <div style="text-align: right;">119,398,150円</div>
PRUグッドライフ2040(年金) <div style="text-align: right;">154,864,208円</div>	PRUグッドライフ2040(年金) <div style="text-align: right;">153,178,364円</div>
PRUグッドライフ2050(年金) <div style="text-align: right;">17,689,526円</div>	PRUグッドライフ2050(年金) <div style="text-align: right;">21,616,197円</div>
プルデンシャル私募海外株式マーケット・パ フォーマー(適格機関投資家向け) <div style="text-align: right;">893,117,717円</div>	プルデンシャル私募海外株式マーケット・パ フォーマー(適格機関投資家向け) <div style="text-align: right;">852,041,496円</div>
計 1,991,323,923円	計 1,918,354,675円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の受益権の 総数 <div style="text-align: right;">1,991,323,923口</div>	2. 本報告書における開示対象ファンドの 中間計算期末における当該親投資信託の 受益権の総数 <div style="text-align: right;">1,918,354,675口</div>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年12月11日現在)	(平成30年6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

株式関連

(単位：円)

種類	(平成29年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	208,108,435	—	216,448,759	8,340,324
合計	208,108,435	—	216,448,759	8,340,324

(単位：円)

種類	(平成30年6月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	195,940,083	—	198,799,730	2,859,647
合計	195,940,083	—	198,799,730	2,859,647

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成29年12月11日現在)		(平成30年6月11日現在)	
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本報告書における開示対象ファンドの中間計算期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
	2,538円		2,551円
(1万口当たり純資産額	25,388円)	(1万口当たり純資産額	25,512円)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成30年7月31日現在

I 資産総額	1,961,430,169円
II 負債総額	5,604,235円
III 純資産総額 (I-II)	1,955,825,934円
IV 発行済数量	862,603,812口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.2674円

(参考情報)

PRU海外株式マザーファンド

I 資産総額	4,949,955,339円
II 負債総額	3,637,892円
III 純資産総額 (I-II)	4,946,317,447円
IV 発行済数量	1,896,133,959口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6086円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

①受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成30年7月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとします。

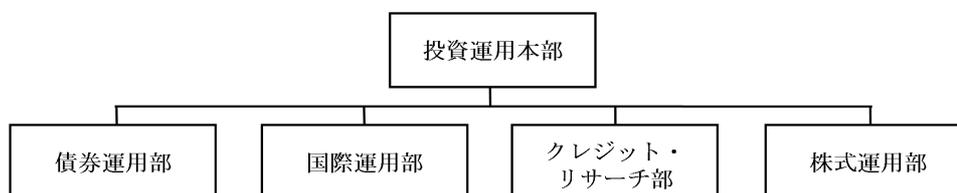
取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を發します。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮しまたは招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

#### ①委託会社の運用体制





### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月13日

PGIM ジャパン株式会社  
取締役会 御中

## PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

男澤 勲 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

久保 直毅 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPGIMジャパン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PGIMジャパン株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第11期 (平成29年3月31日)	第12期 (平成30年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	1,925,078	2,249,325
前払費用	46,719	37,054
立替金	9,092	5,210
未収委託者報酬	116,380	131,367
未収運用受託報酬	2,985,643	3,474,904
未収収益	25,000	25,000
繰延税金資産	82,977	96,208
流動資産計	5,190,892	6,019,072
固定資産		
有形固定資産	116,202	99,078
建物附属設備	* 1 82,446	67,418
器具備品	* 1 33,755	31,659
無形固定資産	118,441	145,947
ソフトウェア	118,441	145,947
投資その他の資産	190,049	246,598
長期差入保証金	5,841	8,341
繰延税金資産	184,208	238,257
固定資産計	424,693	491,624
資産合計	5,615,586	6,510,696

(単位：千円)

	第11期 (平成29年3月31日)	第12期 (平成30年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	65,054	113,121
未払手数料	15,754	15,126
その他未払金	49,300	97,994
未払費用	1,973,538	2,293,929
未払法人税等	253,647	495,300
未払消費税等	138,225	102,332
預り金	21,123	38,288
賞与引当金	107,399	135,795
役員賞与引当金	15,515	15,515
その他流動負債	213	319
流動負債計	2,574,719	3,194,603
固定負債		
長期末払費用	110,497	125,372
退職給付引当金	499,721	574,189
役員退職慰労引当金	52,874	64,385
資産除去債務	73,053	73,931
固定負債計	736,146	837,878
負債合計	3,310,866	4,032,482

(単位：千円)

	第11期 (平成29年3月31日)	第12期 (平成30年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	1,936,720	2,110,214
利益準備金	54,750	54,750
その他利益剰余金	1,881,970	2,055,464
繰越利益剰余金	1,881,970	2,055,464
株主資本合計	2,304,720	2,478,214
純資産合計	2,304,720	2,478,214
負債・純資産合計	5,615,586	6,510,696

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	第12期 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	1,132,741	1,355,893
運用受託報酬	9,711,471	10,946,469
その他営業収益	93,615	100,230
営業収益計	10,937,827	12,402,593
営業費用		
支払手数料	77,935	75,378
広告宣伝費	9,185	6,045
調査費	5,813,948	6,803,447
調査費	295,589	325,797
委託調査費	5,516,108	6,475,268
図書費	2,250	2,381
営業雑経費	50,106	42,783
通信費	9,469	9,849
印刷費	22,504	16,122
協会費	13,877	15,182
諸会費	4,254	1,628
営業費用計	5,951,176	6,927,654

(単位：千円)

	第11期 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31 日)	第12期 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31 日)
一般管理費		
給料	1,624,605	1,835,466
役員報酬	38,617	40,883
給料・手当	1,048,100	1,155,492
賞与	377,366	449,064
賞与引当金繰入	105,305	135,795
役員賞与	38,729	38,714
役員賞与引当金繰入	16,486	15,515
福利厚生費	185,368	184,065
交際費	9,728	5,374
旅費交通費	100,457	74,198
水道光熱費	7,416	8,273
租税公課	42,962	51,946
不動産賃借料	166,357	168,149
退職給付費用	249,423	230,486
役員退職慰労引当金繰入	13,633	13,246
募集費	55,361	63,483
固定資産減価償却費	92,646	79,982
業務委託費	346,382	339,999
専門家報酬	36,257	31,383
消耗器具备品費	14,890	20,050
修繕維持費	1,025	482
諸経費	47,325	40,152
一般管理費計	2,993,844	3,146,740

(単位：千円)

	第11期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業利益	1,992,806	2,328,198
営業外収益		
受取利息	1,729	1,824
為替差益	—	5,192
営業外収益計	1,729	7,016
営業外費用		
為替差損	27,219	—
営業外費用計	27,219	—
経常利益	1,967,316	2,335,214
特別損失		
固定資産除却損	4,105	34
特別損失計	4,105	34
税引前当期純利益	1,963,210	2,335,180
法人税、住民税及び事業税	579,972	756,966
法人税等調整額	5,717	△67,279
当期純利益	1,377,520	1,645,493

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第11期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,461,250	1,516,000	1,884,000	—	—	1,884,000
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△956,800	△956,800	△956,800	—	—	△956,800
当期純利益	—	—	—	—	1,377,520	1,377,520	1,377,520	—	—	1,377,520
当期変動額合計	—	—	—	—	420,720	420,720	420,720	—	—	420,720
当期末残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,881,970	1,936,720	2,304,720	—	—	2,304,720

第12期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,881,970	1,936,720	2,304,720	—	—	2,304,720
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,472,000	△1,472,000	△1,472,000	—	—	△1,472,000
当期純利益	—	—	—	—	1,645,493	1,645,493	1,645,493	—	—	1,645,493
当期変動額合計	—	—	—	—	173,493	173,493	173,493	—	—	173,493
当期末残高	219,000	149,000	149,000	54,750	2,055,464	2,110,214	2,478,214	—	—	2,478,214

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成29年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～38年 器具備品 5～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
<p>2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によりしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によりしております。</p>

(未適用の会計基準等)

第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)</li> <li>・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)</li> </ul>	
(1) 概要	
<p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <p>ステップ1：顧客との契約を識別する。</p> <p>ステップ2：契約における履行義務を識別する。</p> <p>ステップ3：取引価格を算定する。</p> <p>ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。</p> <p>ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p>	
(2) 適用予定日	
<p>平成34年3月期の期首より適用予定であります。</p>	
(3) 当該会計基準等の適用による影響	
<p>影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p>	

(貸借対照表関係)

第11期 (平成29年3月31日)		第12期 (平成30年3月31日)			
* 1	減価償却累計額	178,752千円	* 1	減価償却累計額	208,815千円
	有形固定資産			有形固定資産	
	建物附属設備	122,068千円		建物附属設備	140,166千円
	器具備品	56,683千円		器具備品	68,649千円

(株主資本等変動計算書関係)

第11期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 株主総会	普通株式	736,000	100	平成28年 3月31日	平成28年 6月23日
平成28年12月21日 取締役会	普通株式	220,800	30	平成28年 9月30日	平成28年 12月21日

第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
平成29年12月19日 取締役会	普通株式	1,472,000	200	平成29年 9月30日	平成29年 12月19日

## (金融商品関係)

第11期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	第12期 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)																																																
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させうるおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成29年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させうるおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成30年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> <th>差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預金</td> <td>1,925,078</td> <td>1,925,078</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収運用受託報酬</td> <td>2,985,643</td> <td>2,985,643</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>4,910,721</td> <td>4,910,721</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払費用</td> <td>1,973,538</td> <td>1,973,538</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>1,973,538</td> <td>1,973,538</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金及び預金	1,925,078	1,925,078	—	(2) 未収運用受託報酬	2,985,643	2,985,643	—	資産計	4,910,721	4,910,721	—	(1) 未払費用	1,973,538	1,973,538	—	負債計	1,973,538	1,973,538	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> <th>差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預金</td> <td>2,249,325</td> <td>2,249,325</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収運用受託報酬</td> <td>3,474,904</td> <td>3,474,904</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>5,724,229</td> <td>5,724,229</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払費用</td> <td>2,293,929</td> <td>2,293,929</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>2,293,929</td> <td>2,293,929</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金及び預金	2,249,325	2,249,325	—	(2) 未収運用受託報酬	3,474,904	3,474,904	—	資産計	5,724,229	5,724,229	—	(1) 未払費用	2,293,929	2,293,929	—	負債計	2,293,929	2,293,929	—
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																														
(1) 現金及び預金	1,925,078	1,925,078	—																																														
(2) 未収運用受託報酬	2,985,643	2,985,643	—																																														
資産計	4,910,721	4,910,721	—																																														
(1) 未払費用	1,973,538	1,973,538	—																																														
負債計	1,973,538	1,973,538	—																																														
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																														
(1) 現金及び預金	2,249,325	2,249,325	—																																														
(2) 未収運用受託報酬	3,474,904	3,474,904	—																																														
資産計	5,724,229	5,724,229	—																																														
(1) 未払費用	2,293,929	2,293,929	—																																														
負債計	2,293,929	2,293,929	—																																														

第11期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	第12期 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)																
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p><u>資産</u></p> <p>(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>負債</u></p> <p>(1) 未払費用</p> <p>これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,925,078</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,985,643</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,910,721</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内 (千円)	現金及び預金	1,925,078	未収運用受託報酬	2,985,643	合計	4,910,721	<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p><u>資産</u></p> <p>(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>負債</u></p> <p>(1) 未払費用</p> <p>これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">2,249,325</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3,474,904</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,724,229</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内 (千円)	現金及び預金	2,249,325	未収運用受託報酬	3,474,904	合計	5,724,229
	1年以内 (千円)																
現金及び預金	1,925,078																
未収運用受託報酬	2,985,643																
合計	4,910,721																
	1年以内 (千円)																
現金及び預金	2,249,325																
未収運用受託報酬	3,474,904																
合計	5,724,229																

(退職給付関係)

第11期  
(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	484,216 千円
退職給付費用	249,423 千円
退職給付の支払額	△233,918 千円
制度への拠出額	－ 千円
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	499,721 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 千円
年金資産	－ 千円
<hr/>	
	－ 千円
非積立型制度の退職給付債務	499,721 千円
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	499,721 千円
<hr/>	
退職給付に係る負債	499,721 千円
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	499,721 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	249,423 千円
----------------	------------

第12期  
 (自 平成29年4月1日  
 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。  
 退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	499,721 千円
退職給付費用	230,486 千円
退職給付の支払額	△156,018 千円
制度への拠出額	－ 千円
退職給付引当金の期末残高	574,189 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 千円
年金資産	－ 千円
	－ 千円
非積立型制度の退職給付債務	574,189 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	574,189 千円
	574,189 千円
退職給付に係る負債	574,189 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	574,189 千円
	574,189 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	230,486 千円
----------------	------------

## (税効果会計関係)

第11期 (平成29年 3 月31日)	第12期 (平成30年 3 月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">11,422 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">38,347 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">33,143 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">30,530 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">116,759 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">16,190 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">22,368 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,145 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">269,908 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">269,908 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">△2,722 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△2,722 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">267,186 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		未払事業税	11,422 千円	未払費用	38,347 千円	賞与引当金	33,143 千円	長期未払費用	30,530 千円	退職給付引当金	116,759 千円	役員退職給付引当金	16,190 千円	資産除去債務	22,368 千円	その他	1,145 千円	繰延税金資産小計	269,908 千円	評価性引当額	— 千円	繰延税金資産合計	269,908 千円	繰延税金負債		資産除去債務	△2,722 千円	繰延税金負債合計	△2,722 千円	繰延税金資産の純額	267,186 千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">26,918 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">27,709 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">41,580 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">34,137 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">161,710 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">19,714 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">22,637 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">56 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">334,466 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">334,466 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">334,466 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		未払事業税	26,918 千円	未払費用	27,709 千円	賞与引当金	41,580 千円	長期未払費用	34,137 千円	退職給付引当金	161,710 千円	役員退職慰労引当金	19,714 千円	資産除去債務	22,637 千円	その他	56 千円	繰延税金資産小計	334,466 千円	評価性引当額	— 千円	繰延税金資産合計	334,466 千円	繰延税金負債		資産除去債務	— 千円	繰延税金負債合計	— 千円	繰延税金資産の純額	334,466 千円
繰延税金資産																																																																	
未払事業税	11,422 千円																																																																
未払費用	38,347 千円																																																																
賞与引当金	33,143 千円																																																																
長期未払費用	30,530 千円																																																																
退職給付引当金	116,759 千円																																																																
役員退職給付引当金	16,190 千円																																																																
資産除去債務	22,368 千円																																																																
その他	1,145 千円																																																																
繰延税金資産小計	269,908 千円																																																																
評価性引当額	— 千円																																																																
繰延税金資産合計	269,908 千円																																																																
繰延税金負債																																																																	
資産除去債務	△2,722 千円																																																																
繰延税金負債合計	△2,722 千円																																																																
繰延税金資産の純額	267,186 千円																																																																
繰延税金資産																																																																	
未払事業税	26,918 千円																																																																
未払費用	27,709 千円																																																																
賞与引当金	41,580 千円																																																																
長期未払費用	34,137 千円																																																																
退職給付引当金	161,710 千円																																																																
役員退職慰労引当金	19,714 千円																																																																
資産除去債務	22,637 千円																																																																
その他	56 千円																																																																
繰延税金資産小計	334,466 千円																																																																
評価性引当額	— 千円																																																																
繰延税金資産合計	334,466 千円																																																																
繰延税金負債																																																																	
資産除去債務	— 千円																																																																
繰延税金負債合計	— 千円																																																																
繰延税金資産の純額	334,466 千円																																																																

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社として使用する事務所の定期建物賃貸借契約（契約期間15年）に伴う原状回復義務等があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年から15年と見積り、割引率は0.5%から1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第11期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	72,109千円	73,053千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円	－千円
時の経過による調整額	944千円	878千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円	－千円
期末残高	73,053千円	73,931千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第11期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

[関連情報]

第11期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
9,243,194	1,598,067	96,565	10,937,827

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	5,478,292	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	1,512,361	資産運用業
A社	1,268,321	資産運用業

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

[セグメント情報]

第12期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

[関連情報]

第12期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
10,456,802	1,845,790	100,000	12,402,593

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	5,760,801	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	1,615,783	資産運用業
A社	1,322,073	資産運用業

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

(関連当事者情報)

第11期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等(注1)	福利厚生費	44,875	未払費用	541
									長期未払費用	36,334

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	1,512,361	未収運用受託報酬	448,788
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	5,478,292	未収運用受託報酬	1,434,426
親会社の子会社	PGIM, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払(注2)	5,376,624	未払費用	1,199,350
						サービス契約	サービス料	93,615	未収収益	25,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

(注2) 運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc. (ニューヨーク証券取引所に上場)

Prudential International Investments Corporation

第12期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕 間接100%	親会社株式によるストック・オプション等 (注1)	福利厚生費	22,773	未払費用	343
									長期未払費用	27,840

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取 (注2)	1,615,783	未収運用受託報酬	456,918
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取 (注2)	5,760,801	未収運用受託報酬	1,412,975
親会社の子会社	PGIM, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払 (注2)	6,218,680	未払費用	1,958,155
						サービス契約	サービス料	100,000	未収収益	25,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

(注2) 運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc. (ニューヨーク証券取引所に上場)

Prudential International Investments Corporation

## (1株当たり情報)

第11期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	313,141.41円	1株当たり純資産額	336,713.95円
1株当たり当期純利益	187,163.09円	1株当たり当期純利益	223,572.54円
(注) 1株当たり純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。		(注) 1株当たり純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。	
当期純利益	1,377,520千円	当期純利益	1,645,493千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,377,520千円	普通株式に係る当期純利益	1,645,493千円
期中平均株式数	7,360株	期中平均株式数	7,360株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であつて見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更  
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託  
PRU 海外株式マーケット・パフォーマー

運用の基本方針

投資信託約款第 23 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、PRU 海外株式マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

PRU 海外株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。  
なお、海外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2)投資態度

- ①主として、PRU 海外株式マザーファンド受益証券への投資を通じ、MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- ④運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用する事があります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、PGIM ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 30 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項および第 58 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込回数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 30 億口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③第 33 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「販売会社」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第49条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ

め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の手数料の額は、当該取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.0%の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

⑤前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

⑦前項により受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条 (削除)

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第28条、第29条および第30条に定めるもの

に限りです。)ハ.金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)ニ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

#### (運用の指図範囲)

第22条 委託者は、信託金を、主としてPGIM ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたPRU海外株式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマースヤル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限りです。)
- 17.預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形簿引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑧デリバティブ取引等(一般社団法人投資信託協会の定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に定義するデリバティブ取引等をいう。)について、その取引の目的に応じて、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とするものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### (運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとする。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとする。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### (信用取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信

用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### （先物取引等の運用指図）

- 第28条 委託者は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ②委託者は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③委託者は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

- 第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （有価証券の貸付けの指図・目的・範囲）

- 第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### （外国為替予約取引の指図・目的・範囲）

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をします。
- ④第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### （保管業務の委任）

- 第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### （有価証券の保管）

- 第35条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### （混蔵寄託）

- 第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第37条（削除）

#### （投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第38条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理す

るものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第39条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れの指図・目的・範囲）

第41条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入れをもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第42条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第43条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月1日から平成13年12月10日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第46条 投資信託財産に関する租税、次の各号に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用ならびに当該費用に係る消費税

および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。

1. 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等

2. 借入金の利息

②前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および当該費用に係る消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。

1. 投資信託振替制度に係る費用

2. 有価証券届出書等開示書類および目録見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用

3. この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用

4. この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用

③前項で定める費用および当該費用に係る消費税等は、第44条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（監査報酬）

第46条の2 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに、第44条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。

②前条第3項の規定は、前項の場合に準用するものとします。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④委託者は第22条第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に年10,000分の10の率を乗じて得た額とします。

（収益の分配）

第48条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会

社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第53条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項ただし書き以外を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第50条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第51条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日まで、償還金については第49条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第52条（削除）

（一部解約）

第53条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受けないものとします。

③受益者が平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。

④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、こ

の投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を投資信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第54条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第55条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社へ引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、こ

れに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ②前項の買取請求の事務取扱い等については、委託者と受託者との協議により定めます。

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第63条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(付則)

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成13年3月1日

東京都千代田区永田町二丁目13番10号ブルデンシャルタワー

委託者 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社  
(現 PGIM ジャパン株式会社)

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

受託者 りそな信託銀行株式会社  
(現 株式会社りそな銀行)